

平成19年第1回名寄市議会定例会会議録
開議 平成19年3月7日(水曜日)午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 代表質問
一般質問

24番 宗 片 浩 子 議員
26番 中 野 秀 敏 議員
28番 村 端 利 克 議員
29番 川 村 正 彦 議員
30番 福 光 哲 夫 議員
31番 齊 藤 晃 議員
32番 武 田 利 昭 議員
34番 三 宅 幹 夫 議員
35番 小 野 寺 一 知 議員
36番 大 久 保 光 義 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 代表質問
一般質問

31番 齊 藤 晃 議員
32番 武 田 利 昭 議員
34番 三 宅 幹 夫 議員
35番 小 野 寺 一 知 議員
36番 大 久 保 光 義 議員

1. 出席議員(32名)

議長 33番 田 中 之 繁 議員
副議長 8番 林 寿 和 議員
1番 宮 田 久 議員
2番 佐 藤 靖 議員
3番 竹 中 憲 之 議員
4番 岩 木 正 文 議員
5番 駒 津 喜 一 議員
6番 山 口 祐 司 議員
7番 日 根 野 正 敏 議員
9番 木 戸 口 真 議員
10番 植 松 正 一 議員
11番 高 橋 伸 典 議員
12番 猿 谷 繁 明 議員
13番 黒 井 徹 議員
14番 渡 辺 宏 治 議員
15番 田 中 好 望 議員
16番 野 本 征 清 議員
17番 佐 藤 勝 議員
18番 谷 内 司 議員
20番 熊 谷 吉 正 議員
21番 渡 辺 正 尚 議員
23番 東 千 春 議員

1. 欠席議員(3名)

19番 堀 江 英 一 議員
22番 栗 栖 賢 一 議員
25番 野 々 村 勝 議員

1. 事務局出席職員

事務局 長 伊 藤 矩 康
書 記 間 所 勝
書 記 久 保 敏
書 記 佐 藤 葉 子
書 記 熊 谷 あ け み

1. 説明員

市長 島 多 慶 志 君
助 役 今 尚 文 君
助 役 小 室 勝 治 君
総務部長 石 王 和 行 君
生活福祉部長 山 内 豊 君
経済部長 手 間 本 剛 君
建設水道部長 松 尾 薫 君
福祉事務所長 中 西 薫 君
上下水道室長 関 下 富 士 夫 君

教 育 長	藤 原	忠 君
教 育 部 長	今	裕 君
市立総合病院 長	佐 藤 健	一 君
市立大 学 長	中 尾 裕	二 君
監 査 委 員	森 山 良	悦 君

○議長（田中之繁議員） 昨日に引き続き本日の会議を開きます。

○議長（田中之繁議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

9番 木戸口 真 議員

10番 植松 正一 議員

を指名いたします。

○議長（田中之繁議員） 日程第2 これより代表質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

平成19年度執行方針と予算編成について外5件を、熊谷吉正議員。

○20番（熊谷吉正議員） おはようございます。議長より指名をいただきましたので、市民連合を代表して質問を申し上げたいと思います。

昨日も既に代表質問3人やられておまして、重複する部分もあるかと思いますが、答弁の方では同じような答弁であれば昨日答弁をしておりますということでお答えいただいても結構でございますので、再質問以降にまた生かしていきたいと思っております。

まず、島市長にはこの1年間名寄、風連との合併、そしてその後の市長選挙、政策予算の編成、そして既に決定をしております新総合計画の策定に向けた市政懇談会初め多種多様な取り組み、予算編成、市長自身もこの10年ちょっとの在任中にも特にハードな1年ではなかったかと思いますが、改めて敬意と感謝を申し上げたいと思います。しかし、私ども議員や議会の役割として、執行者に対して常にイエスマンというわけにはいきません。常に執行者に対する対応として市民の目線に沿って厳しくチェックをし、さらにはまた建設的な提言も含めてという本来の役割に徹しなければならないというふうに考えております。そういう

意味合いで質問を申し上げていきますが、今まさに朝日新聞の川柳ではございませんけれども、国民、市民というか、雰囲気としては、税上げて年金下げて国を愛せと、そういう印象が物語っているような感じがしております。国や道の財政悪化に伴って重税感が漂う中、あるいは医療制度改革による負担増、そして格差拡大、東京や大都市圏、愛知県などでは1人に対して2社から雇用が来ると。しかし、北海道は1人に対して0.5と約4倍の格差が雇用の面でもあるわけでありまして。昨年から施行された障害者自立支援法、まさに阻害法と言っていいのか、既に国も新たな3年の見直しを待たずして障害者に対する支援を見直しているという状況の中で、大変厳しい時代に直面をしているのではないかと思います。私の立場としてはあくまでも平和と暮らしをしっかりと守っていく、そういう姿勢を目指す意味合いで、大きな項目で6点ほど御質問を申し上げたいと思います。

昨日中野議員が極めて簡潔明瞭に質問をこの場でしておまして、それをまねるようには努力をいたしますが、若干横道にそれるかもしれません。平成19年度の執行方針と予算編成について、憲法を暮らしに生かす市政についてであります。島市長、常々平和憲法に沿ったまちづくりを表明をされておりますけれども、今日的に昨年の教育基本法の強行改正などを含めて憲法を取り巻く諸情勢が大変きな臭くなっている関係上もございまして、改めてことしについても新執行方針や予算編成に対してどのように具現化をされていたのかお伺いしたいと思います。

市政運営の基本的姿勢とまちづくりのあり方について。市長は、既に昨年私どもが提出をした要望書の回答に一党一派に属さず公平、公正、公明さの確保に努めることに加えて、市民参加、市民との協働を強調されております。改めて市政運営の基本的姿勢と市民と向き合うまちづくりのあり方についてお伺いをしたいと思います。

予算編成について。一般会計187億円、特別

会計、企業会計合わせて全会計約400億円の名寄市の財政の予算編成となりました。財源不足の対応としては、各種基金や市債の依存傾向は変わらず、さらに市の職員にも痛みを求め、市民にも一部負担が出てくるような状況の予算編成となったわけであります。事務事業や施策選択判断の予算編成過程における経過や、あるいは特徴的な経過やら査定をされた上で主なもの、予算化されなかった主なものなどについての今後の扱いについて重ねてお伺いをしたいと思います。

今後の福祉行政等のあり方についてであります。行政全般の中でも福祉行政等、特に保健、福祉、医療の施策は最重要視されなければならないと思っております。社会的に弱い子供や高齢者、所得の低い階層に対する政治の責任は常にあると思っております。国、北海道の財政悪化に伴う保健、福祉、医療の低下の中での基本的考え方をお伺いをするところでございます。加えてこの間国の法律改正等々の関係で障害者自立支援法や医療制度改革、介護保険の改正、さらには来年から始まろうとする後期高齢者保険移行に伴う被保険者や国保会計の影響などについて、特徴的なことなどについてお知らせをいただきたいと思っております。

行財政改革計画の推進についてであります。近々新行革計画の方針が出されるようでありますが、既に全文でき上がって、配るのがおこなわれていることが非常に残念でございます。個別にまた取り上げていきたいと思っておりますが、前計画の新たな名寄市行財政改革の総括や反省、課題についてどのように整理をし、新計画につなごうとされているのかお伺いをしたいと思いますし、現場における意見集約というか、実施に向けた成熟度はやっぱり現場での経過が非常に重要だというふうに考えておりますから、特徴的なことなどについての取り組み経過についてお知らせをいただきたいと思っております。

中期財政計画と新総合計画についてであります。今後の地方財政の展望について。まさに全国

のどの自治体もそうでありますけれども、地方分権改革、地方財政の健全化という大きな二つの課題があると思っておりますが、名寄市として国の地方財政にかかわる状況をどう認識をされているのか、見識を聞きたいと思っております。さらには、自治体の財政現状を踏まえた上で、安心、安全の持続的な行政運営を行っていくために国や道に対して具体的に情報発信をどのようにされていこうとされているのかお伺いをしたいと思います。

中期財政計画と新総合計画について。中期財政計画と新総合計画の整合性及び施策ごとの特に中長期の計画が数多く、保健医療福祉計画とか介護保険事業計画とか、農業で言えば農業・農村振興計画だとか、さまざまなジャンル別の計画がありますけれども、これらの計画とのリンクについてどのように図っているのかもお知らせをいただきたいと思っております。

名寄市の財政現状について。あえて夕張問題もありますので、現状における名寄市の財政、財政力、体力を市民にわかりやすくお知らせをこの機会にお願いをしたいと思います。あるいは、今後の見通しから財政上想定をされる市民的課題も重ねてお伺いをするところでございます。

広域行政の現状と今後の具体的方針について。簡潔に申し上げますが、一つには合併後の広域行政の拡充の現状についてお答えをいただきたいと思っております。さらに、今後の広域行政の展開と名寄市の中心的な役割が非常に求められると思っておりますが、それについての御見識と構えについてお伺いをするところでございます。

域内分権と住民自治について、地域自治区の具体化と職員の役割についてでございますが、昨日も話ありましたけれども、町内会連合会や市民の皆さんとの接点を行政が持って、地域自治区の具体化に向けて歩み始めているわけでありますが、いまだに提起が抽象的というか、そういう意味で何で今の町内会にさらに上塗りをするような形で新たな自治区なるものが必要なのかというところ

がぴんとこないという意見が非常に多いわけでございまして、本当は真っ白いものにしっかり絵をかくということ、市民と一緒にってということございますけれども、行政のプロの皆さんがもっともっと具体的な案の提示と、そして職員がそのときにどういう役割をするのか、考え方をお知らせをいただきたいと思います。やってみなければわからないということも多々あると思いますから、モデル地区の公募なども含めて、市民が住民自治に向けた新たなスタートの確立のために、前進の道を開くために具体的な提案もあってしかるべきではないかと考えております。

主要課題について。大型店問題の対応と都市計画についてであります。ここについてもきのうと同じようなこととなりますけれども、これまでの市民説明会や議員協議会等の経過を踏まえて、今後の名寄市としての市民動向を踏まえた対応についてお伺いをするところをございます。さらには、この問題をきっかけに今後の都市計画の取り組みやまちづくりの影響についてお伺いをいたします。

入札、契約制度の改善に向けて。今後の改善に向けた現状と課題をまずお伺いをいたします。さらには、国を初め自治体でも一般競争入札導入の動きについてあるわけでありましたが、その見識をお伺いをいたします。

サンピラー温泉のリニューアル化についてであります。名寄振興公社からの提案があるそうございます。その内容、事業規模、時期、あるいはリニューアル化に向けた利用者の意見反映をどのように行っていくのかお答えをいただきたいと思ひます。

国民保護計画について。既に国民保護計画が策定をされて、議会に報告がございました。策定に当たって当然国民保護措置に関する基本方針8点に基づいて策定をされていると思ひますが、例えば市民の基本的な人権の尊重、国民の権利、利益の迅速な救済、国民に対する情報提供など8点ある

のですが、すべてとは申しませんが、どのような論議経過で具体的に名寄市としての独自の計画に反映をされたのかお知らせをいただきたいと思ひます。

今後の雇用対策について。地域の経済情勢、雇用状況を踏まえた上での雇用対策をお伺いをいたします。さらには、きのうも出ておりましたが、30年間続いた冬期援護制度、残念なことに廃止になります。それにかわって新たな支援センターなどの立ち上げなどが名前として出ておりますが、実際には予算をつけながらも地域で取り組み切れない、姿形がよく見えないと。通年雇用がもう既に過去に実現しているとすれば実現しているのではないかと。現行ある制度を廃止をして、新たな方針の形だけつくってどうなるかという大変な不安がございまして、特例一時金の問題もございますので、改めて市長の強い決意をお示しをいただければと思ひております。

最後になりますが、教育行政について。教育基本法の改悪と今後の動きについてであります。昨年の12月15日、参議院本会議で改悪をされました。憲法と表裏一体の関係にあります教育の根幹をなす基本法の経過がございますが、現場を預かる教育長、市教育委員会としての認識を問ひたいと思ひますし、これから関連する教育関連法案の動向も非常に危惧されますが、これとの執行方針の影響についてお伺いをいたしたいと思ひます。

特別支援教育の本格実施に向けた現状についてであります。教育長自身も道のあり方検討委員会の委員として、あるいは名寄市のこの3年ぐらいのモデル試行の経験を踏まえた上での万全な体制が整っているのではないかとこのように考えておりましたが、改めて本格実施に向けた現場における体制整備の現状や今後の課題についてお答えをいただきたいと思ひます。

いじめ、不登校、悩み等の現状と対応についてであります。これなども学校現場や、あるいは

昨年の全道的な調査なども含めて名寄市における現状と課題、教育相談センター初め学校との連携、有識者や市民ぐるみの支援体制の充実に向けた運営体制のあり方についてお伺いをするところでございます。

最後に、学校適正配置の基本的な考え方について通告をしておりますが、きのう済んでおりますので、割愛をさせていただきます。

ちょっと15分過ぎましたけれども、なかなか中野議員のようにうまくいきませんでしたけれども、この場における質問は終わりたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） おはようございます。熊谷議員から大きく6項目についての質問をいただきました。教育行政執行方針については、藤原教育長からの答弁となります。

最初に、平成19年度執行方針と予算編成についてのお尋ねをいただきました。憲法を暮らしに生かす市政についてということで、具体的に執行方針並びに予算編成の中にどう生かされているかというお尋ねでございます。戦争のない平和な社会、これを実現することは私たち人類の共通の願いであり、毎日を平和に暮らすことは何物にもかえがたい貴重な財産であると考えております。悲惨な戦争の過ちを二度と繰り返すことのないよう、私たち一人一人が平和のとうとさを次の世代にしっかりと伝えていかなければならないと、このように考えております。従来から引き続いて実施をしております戦没者の追悼式あるいは平和音楽大行進については、市民の協力をいただきながら、これからも継続をしていきたいと、このように思っております。

なお、今議会に提案の予定されている名寄市の都市宣言の一つであります非核平和都市宣言は、唯一被爆国である日本に住む私たちがかけがえない生命と地球を守り、平和の大切さを忘れることのないよう子供たちに引き継いでいく、そ

う決意をあらわしたものでございます。これからも広報、啓発に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、市政運営の基本的姿勢についてお尋ねがありました。新しいまちづくりの指針となる新名寄市総合計画などの策定作業を通じ、多くの皆さんと対話をさせていただきました。このような市民の皆さんとの対話を通じ、市政に寄せる期待を感じるとともに新しいまちづくりの意欲などにも触れ、改めて協働のまちづくりの大切さを認識したところであります。今後も引き続き市民の皆さんが参加できる環境や協働を進めていくための必要な仕組みづくりを進め、市民と行政が情報を共有し、知恵を出し合い、公平、公正、透明性の高い市政運営に努めてまいります。

次に、予算編成について。平成19年度予算は、合併後初めて旧市町が一体となって編成する予算であることから、市民及び職員の融和と均衡ある発展を基本に、地域経済や雇用に配慮した予算編成を行いました。事務事業や政策判断の基準は、総合計画掲載事業を基本に事業の必要性、緊急性、優先性を考慮して総合的に判断をいたしました。また、平成19年度は新名寄市の総合計画がスタートする年度であることから、道の駅整備事業、風連地区市街地再開発事業、市立総合病院整備事業、名寄市立大学グラウンド整備事業などのハード事業とともに中学校パソコン更新、心の教室相談員の配置回数の増加、地域包括支援センターの設置などソフト面にも配慮をいたしました。さらに、国の合併特例補助金を活用して、平成18年度の補正予算に1億3,700万円を前倒して計上し、平成19年度に繰り越しして事業を実施する予定であります。

一方、予算化できなかった事業について風連福祉センター整備事業、事業費としては9,800万円ほどの事業費でございました。風連庁舎屋上防水工事800万円、名寄庁舎屋上防水工事1,390万円など、他の公共施設の改修工事と調整をし

て後年度実施することとし、また塵芥収集車については総合計画より1年おくれで備荒資金組合の譲渡事業を活用して、平成20年度に整備をする予定であります。また、季節労働者支援センター、仮称でございますが、これらにつきましては国や道の動向を踏まえて、補正で対応したいと考えております。

次に、今後の福祉行政等のあり方について。国も名寄市においても本格的な高齢社会と少子化時代に突入し、低成長の経済下においても長期的に安定し、継続性を持った施策が求められております。最低保障の生活水準から平均的な国民生活の保障へと期待が大きく変容してきた社会保障制度は、国としても全国民を対象とする中で時代、時代に合わせて制度設計や再構築することはやむを得ないことと考えております。国は、増大する社会保障費の見直しに迫られ、介護保険制度に見られる応能負担の考え方を障害者自立支援法の施行の中でも取り入れ、その変化が急激であったことから現場に大きな混乱が出たわけでございます。御承知のとおり今後もこの応能負担の考え方は、統一して多くの制度に取り入れられるものと考えております。

平成19年度政府予算の社会保障費全体では、前年比2.8%増の2兆1,409億円が計上されておりますが、内容を見ると生活保護費関連では母子加算の見直しなどにより420億円減の1兆9,525億円となっております。個々の施策においては、新たに組み込まれたもの、見直しされたもの等がありますが、これらにかかわる費用につきましては多くは国、北海道、そして市町村とで一定割合で負担しているものでありまして、平成19年度の負担割合については国や道の財政悪化による影響はないものと考えております。今後中長期的に見れば、例えば療養型病床の削減に見られますように施設から在宅への動きが進む中で、必要な施策を講じていかなければなりません。その負担については、一つ一つ積み重ねられ、増大

していくことはあっても減少は考えられないと思っております。市としては、今後も厳しい財政状況が続くと予想されていることから、新しい総合計画の最終年には30%を超えると予想されます高齢社会に対応するまちづくりに備えていかなければならないと、このように考えております。

次に、行財政計画の推進についてお答えをいたします。旧名寄市では、平成6年から行財政改革推進計画をつくって、毎年対応を続けてきております。平成15年度から平成19年度の5カ年の期間につきましては、地方分権社会に適切に対応するため職員研修、人材育成や施策体制の充実などを重視した検討と事務事業の改善や財政の健全化を具体的な実施項目として取り組みをいたしました。実施期間は、合併協議期間を除く実質3カ年でありましたが、具体的な取り組み内容の59項目中、平成15年度は36項目、平成16年度は35項目、平成17年度は33項目を実施をいたしました。一定の成果があったものと理解しておりますが、未実施分については今回策定をいたしました新行財政改革推進計画の中に盛り込み、推進を図ることとしております。また、今回策定をいたしました新行財政改革推進計画は、市民満足度の高いサービスを提供するための組織転換と自立的、主体的に施策を決定し、持続的に発展していける行財政基盤を持った自治体への変革を目指すことを基本理念として策定いたしました。この計画の策定に当たっては、職員アンケート調査や職場会議などを実施し、数多くの意見、提言をいただきました。職員からの意見、提言は、今後の進行管理に反映させるとともに、各職場で活用を図ってまいります。

次に、今後の地方財政の展望であります。平成19年度の地方財政対策は、一つには基本方針2006に沿って歳出を抑制する、二つには地方交付税の法定率分を堅持し、地方一般財源の総額を確保、三つには地方交付税特別会計借入金の計画的償還を開始する、四つには公債費負担の軽減、

以上4点が大きなポイントになっております。自治体の予算編成で大きなウエートを占めている地方交付税は、法定税率を堅持した上で総額を確保されましたが、交付税特別会計借入金の償還が平成18年度補正予算から開始をされたことにより、国の税収増で法定分が伸びても地方財政計画には盛り込まれず、借入金の返済に回される懸念があります。地方交付税は、税収の多寡により財政の二極化を是正する財政調整機能と零細な市町村であっても一定の住民サービスが実施できるよう財政保障機能の両面を持っている地方固有の財源です。国の三位一体改革などにより地方交付税が大きく減少し、道内の市町村の多くは厳しい財政運営を強いられております。平成19年度から導入の人口と面積を基本に積算する包括算定経費、新型交付税というふうに言われておりますこの算定には、過疎化、少子高齢化と多くの課題を抱えている小規模市町村が不利益をこうむらないような適切な財政需要の把握とともに、地方一般財源として交付税総額を確保するよう北海道市長会の中で全体の要望として取り組んでいきたいと考えております。

次に、中期財政計画と新総合計画との整合性についてお尋ねがございました。中期財政計画と新総合計画との整合性については、総合計画が実効性を持つために当然財政計画との整合性が基本となりますので、前期計画は財政計画と整合性を持たせ設定し、施策の優先度、緊急性などを検証し、計画を進行管理していく考えであります。

また、各個別計画との整合性についてお答えをいたします。議員御承知のとおり、総合計画というのはすべての行政計画の最上位計画ということになります。総合計画は、基本構想及び基本計画において大きくは五つの基本目標とそれに基づいた45本の主要施策により全体の施策が体系づけられ、これらに基づいて今後のまちづくりを進めてまいります。今後策定されます各個別計画は、総合計画の基本目標と主要施策において定めた方

向性をさらに具現化するための計画として位置づけられ、これらの計画を踏まえた上で具体的な事業を展開していくということです。したがって、今年度以降に策定を予定する各個別計画は、総合計画における45本の主要施策にリンクする形での計画となります。当然計画の検討段階から総合計画との整合性を図りながら、策定作業を進めていくということで御理解をいただきたいと思っております。

現在31本の個別計画を想定しておりますが、そのうちお尋ねのありました第3期高齢者保健医療福祉計画、介護保険事業計画、新名寄市農業・農村振興計画を含む4本の計画が策定作業を終えており、基本的に総合計画に準じた個別計画になっているところであります。

次に、名寄市の財政状況について。平成17年度の決算統計数値が正式に公表されていないので、詳細については述べられませんが、経常収支比率が92.3%と90%を超えたこと、17年度決算から導入された実質公債費比率が19%と地方債発行の許可団体となる18%を超えたことなどから考えて、名寄市の財政指数は道内35市の中では中の下と、このように押さえております。しかし、個々の市町村の財政指数を単純に比較して一喜一憂することは、余り意味がないのではないかと考えております。市民の皆さんへ財政状況の公表、説明では、予算の概要と執行状況、決算の状況などを広報で年3回程度お知らせしており、また名寄市ホームページにも適宜掲載をしております。

今後の財政運営は、昨年12月の市議会議員協議会に提出をした中期財政計画でもお示しをいたしましたけれども、平成19年度から22年度までの4年間は基金に依存した財政運営を余儀なくされています。合併後、ほぼ1年が経過をしましたが、合併効果を確実にするためには組織のスリム化が緊急の課題であると考えております。また、新名寄市行財政改革推進計画に基づき、これまで

の既成概念にとらわれず歳入歳出の両面から見直しを進める必要があります、具体的には上下水道の料金改定を含めた使用料、手数料の見直し、事務事業の一元化、補助金、負担金の全面的な見直しなどを実施して、健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、広域行政の現状と今後の具体的方針についてお尋ねがありました。まず、現状についてありますが、上川北部圏域では従来から交通、医療、福祉、防災、救急、衛生、教育、文化などで効果的に広域ネットワークを形成してきております。さらに、広域的な振興を図るために新たな分野として国民健康保険と介護保険の共同事務処理について担当課長により研究会の検討を経て、平成17年12月に助役会に報告が出されたところであります。助役会では、首長の協議とすべき課題等整理をして確認をしておりますが、名寄市、風連町の合併等あり、本格的には平成19年度からの作業となっております。なお、北海道町村会では独自に連合を視野に入れたランドデザインをまとめる作業をしております、その動向も関係してまいります。また、富良野地区1市4町では広域連合を決め、具体的な作業に入っております。参考にしながら、研究してまいりたいと考えているところであります。

今後の展開と名寄市の役割については、複数市町村で施設整備運営や事務事業などの共同処理をするためには費用負担の問題、管理運営の問題、それから市民、住民のコンセンサスなどの問題も多くあり、中核都市としての役割を踏まえながら、可能性についても研究してまいりたいと考えております。

なお、今回市立総合病院で整備をする救急患者受け入れのための広域連携等については、5月以降協議の場を設定して取り組みをしたいと考えているところであります。

次に、地域自治区の具体化と職員の役割についてお答えをいたします。同じ地域に住む人が協力

をして、地域を一番知っている地域の人々が地域のことを考え、協力して行動し、自分たちの住む地域を豊かにするための活動ができるようにならないかとの考え方から、地域自治区の発想が生まれ、またその活動範囲は地域のまとまりを考え、小学校区単位を基本と考えているところであります。ことし1月、町内会長交流研修会で地域自治区は地域の人々が一体となって住みよい地域を目指し、その個性や特徴を生かした地域づくりを考え、実行する場との内容で説明をいたしました。地域がみずから語り合い、計画するとの意味合いを含めたこともあり、集まった町内会長から多くの意見をいただきました。正直なところ抽象的な部分が含まれた提示であったと認識しております。今後は地域に入り、地域自治区へ向けてのきっかけになるような具体性を持った説明をしていかなければならないと考えております。また、地域での話し合いの中で、初めの一步型になるような事業で一定の区域内で地域づくりを提案し、モデル地区として実践をいただくことも考えております。

また、地域自治区での職員の役割については、職員も地域の一員として積極的に地域づくりに関わることが重要なことと考えております。職員の研修などを通じて、地域のまちづくりに参加をこれまで以上に進めていきたいと考えております。

次に、主要課題について、大型店の問題についてお尋ねがございました。1月22日に記者発表して以来これまで3回、約180名の参加をいただいた市民説明会と2回の議員協議会において多くの貴重な御意見をいただいたところでございます。市民の皆さんには多様な意見があるところですが、特別用途地区の設定は3月23日に利害関係者を中心とした公聴会を行い、都市計画法にのっとり名寄市の都市計画審議会などに諮り、決定をしていきたいと考えております。

今回の都市計画は、基本的に2月2日に基本構想の議決をいただいた新総合計画と北海道で策定されていますコンパクトなまちづくりに向けた基

本方針に沿ったものであります。現在並行して策定中の都市計画マスタープランも新総合計画との整合を図り、風連地区と合わせた中で都市計画区域全体の土地利用計画を再調査してまいります、将来20年、30年先のまちづくりを想定した用途地域の指定などを検討してまいります。

次に、入札、契約制度の改善に向けて申し上げます。名寄市では、現在一般競争入札は1件の予定価格が10億円以上の工事を対象としており、10億円未満の工事は指名競争入札としております。入札に当たっては、予定価格を事前公表しておりますが、予定価格の事前公表には適正な価格競争が行われにくくなること、業者の積算努力が損なわれること、談合が一層容易に行われる可能性があること等の弊害が生じることも考えているところであります。しかしながら、現在積算ソフトを導入する業者もふえており、積算価格に差がないこと、入札時に積算内訳書の提出を義務づけており、発注側と受注側の積算根拠が明確であること、談合が行われた事実が判明したときは速やかに指名停止等の措置を講じていることなど、指名業者には名寄市の姿勢を示しております。

最近では福島、和歌山、宮崎の3県などで官製談合が相次いだことを受け、国や全国知事会及び政令指定都市が予定価格1,000万円以上の工事を一般競争入札とする方針を決定し、総務省、国交省では地方自治法施行令や政省令を改正する予定であります。北海道でも深川市を初め岩見沢、旭川市が条件つき一般競争入札の導入を決定しております。名寄市としては、入札制度改正検討委員会で一般競争入札の導入について協議を重ねております。今後は、近隣市町村の動向を把握し、名寄市だけで導入を決定すると市外業者の参入により地元業者の発注の機会が減ること、現在近隣市町村では指名がない中で名寄市だけが先にオープンにするのではバランスがとれないこと、また従来よりも発注に要する日数がかかること、施工実績が書類でしか確認できない全国からの業者の

参入がふえることなど課題が考えられます。国交省ではマニュアルを作成する方針を打ち出しており、その資料を参考にしながら、地域条件付きの一般競争入札の導入について検討を図ってまいりたいと考えております。

次に、サンピラー温泉のリニューアルについてお答えをいたします。平成9年12月に改修オープン以来10年経過しようとしておりますが、職員の内部努力もあって、おかげさまで大変好評をいただいているところであります。温泉のリニューアルにつきましては、その必要性を感じております。振興公社内部の検討会議においても議論がなされておりますが、まだ構想ビジョンの段階でございます。いま少し時間をいただきたいと思います。

これまで利用者からの意見等につきましては、露天風呂、サウナ室のテレビ、洗い場の仕切りなどの声が聞かされております。今後のリニューアルに際し、振興公社の意見とともに協議の参考にさせていただきたいと考えております。

次に、国民保護計画についてお答えをいたします。名寄市国民保護計画の作成に当たっては、その素案が名寄市国民保護協議会において了承されており、今月中に最終案の答申を受けて確定することになっております。素案におきまして第2章、国民保護措置に関する基本方針として8項目にまとめておりますが、それらの基本方針が本計画全体においてどのように具体化されているかにつきましてお尋ねのあった3項目について説明をいたします。

1点目の基本的人権の尊重につきましては、その内容を具体化した項目は特にありませんが、憲法が保障する国民の自由と権利を尊重し、武力攻撃事態等において国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り公正かつ適正な手段のもとに行うという考え方は本計画全体を貫いております。

2点目の国民の権利、利益の迅速な救済につき

ましては、国民の権利、利益の救済にかかわる手続等という1項を設けまして、市民等からの問い合わせに対応するための総合的な窓口の開設や救済手続に関する行政文書の保存等について記載しています。

3点目の国民に対する情報提供等につきましては、国民保護措置に関する正確な情報を適時に、かつ適切な方法で提供するべく独立した1項を設け、その中で情報提供体制の整備、警報等の伝達、安否情報や被災情報の提供等について記載をしております。

次に、今後の雇用対策について。平成19年2月発表の旭川財務事務所道北経済月報によりますと、前年に比較をして住宅着工戸数など一部に伸びが見られますが、全体的には厳しい情勢が続いております。また、名寄公共安定所の2月末の雇用情勢によりますと、月間有効求人倍率は0.43倍で、前年度に比較して0.08%の増加となっております。全国、全道に比較しますと依然として低く厳しい状況にあります。新規高卒者の就職状況では、昨年に比べますと総体に65%の増加で、特に技能部門に大幅な伸びが見られます。全国的に大量定年退職がふえるいわゆる2007年問題の現象に伴うものと思われる。雇用の拡大と安定は、北海道全体の経済の活性化とともにあるものと認識しており、今後さらに地域の関係機関とともに中央への働きかけを継続してまいりたいと考えております。

冬期援護制度にかわる新しい制度につきましては、今国会の審議後に北海道を通じて具体的に示されてまいります。去る2月23日の上川支庁における説明会では、(仮称)通年雇用促進支援事業としての骨格が示されました。概要としては、地域協議会が策定する対策計画により提案、企画競争により雇用創出効果の高い協議会に国が委託をして、実施するというものであります。また、協議会は広域性が求められており、4月以降に示される要綱及び職安、近隣市町村とも十分協議し

ながら対応してまいります。

以上で私の答弁にさせていただきます。

○議長(田中之繁議員) 藤原教育長。

○教育長(藤原 忠君) おはようございます。私からは、大項目6、教育行政執行方針について御答弁申し上げます。

まず初めに、(1)、教育基本法の改悪と今後の動きについてであります。御案内のとおり旧教育基本法は憲法と同じ年、昭和22年に施行されて以来60年近くにわたり一度も改正されていなかったことから、現代の社会に十分対応し切れていない面もあるのではないかと懸念もあり、文部科学省は平成13年11月26日に新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画のあり方について中央教育審議会に諮問し、平成15年3月20日にその答申がなされました。その後さまざまな議論を経ながら、文部科学省は改正案を策定して国会に提出し、去る12月15日に新しい教育基本法が可決、成立、同月22日の公布、施行されたところであります。

その中で見直しが図られた主なものは、一つには国民から信頼される学校教育の確立であり、特に個性の伸長、豊かな心の育成、グローバル化、男女共同参画など、社会の変化への対応についての観点の重視であります。また、二つには、家庭の教育力の回復、学校、家庭、地域社会の連携、協力、そして三つ目は公共心、伝統や文化を尊重し、それらをはぐくんできた国や郷土を愛する態度の育成、四つ目には生涯学習社会の実現などについてであります。教育基本法の見直しに当たりましては、現行憲法を前提として見直すこと、また今後の教育においても大切にすべき普遍的な理念を尊重することなどが確認されているところであります。私といたしましては、個人の尊厳、真理と平和、人格の完成などの理念は憲法の精神にのっとった普遍的なものであり、新しい時代の教育理念としても大切にしていける必要があることから、今後関連法案にかかわる議論の推移を見守っ

てまいりたいと、このように考えているところでございます。

次に、特別支援教育本格実施への現状についてお尋ねがございました。特別支援教育の推進につきましては、昨日の木戸口議員の御質問にもお答えしたところでありますが、平成17年度に地域指定を受け実施したモデル事業の成果を踏まえ、平成18年度におきましては名寄市独自で推進体制の整備を進めてまいりました。これまでに全小中学校に校内委員会とコーディネーターを設置するとともに、コーディネーター連絡会議や専門家チーム会議、巡回相談などを開催し、支援ネットワークの構築に努めてまいりました。また、特別支援教育にかかわる各種研修会等の後援などを通して、制度への理解の進化を図ってまいりました。平成19年度におきましても引き続き各学校における教職員や保護者に対して制度についてのより一層の理解の促進を図り、制度の充実に努めてまいります。

また、課題といたしましては、教育は人なりの言葉にもありますように、人材の育成や確保が急務となっております。幸いにも名寄市には大学や短期大学及び市立総合病院があり、専門的知識を有する人材がそろっていることから、他の市町村と比べても恵まれた環境にあります。これら専門的知識を有する方々の理解と協力を得て、特別支援教育の推進を図ってまいります。

さらに、名寄市教育委員会といたしましては、新たなる事業として、平成19年度における特別支援教育研究推進実践学校を指定いたしました。研究実践に当たっては、名寄市立大学との連携のもとに学生によるティーチングアシスタントとしての取り組みを進める中で、その課題と成果を検証しながら、全小中学校への取り組みに拡大することで一層の充実に努めてまいりたいと考えております。また、各学校に配置する支援員制度につきましては、現在文部科学省において実施に向けて検討が行われておりますが、その推移を見きわ

め、的確に対応してまいりたいと考えております。

次に、(3)、いじめ、不登校、悩み等の現状についてお答え申し上げます。いじめにかかわる問題につきましては、これまでもいじめはどこにでもあるとの認識のもと、いじめを未然に防ぎ、深刻化させない取り組みに努めてまいりました。特に昨年11月以降は、名寄市独自のいじめの実態調査、また北海道教育委員会によるアンケート調査の速報値などに基づき、校長会等を通して日常の教育相談や学級活動から具体的な実態を把握するとともに早期発見、早期対応に努め、保護者や関係機関との十分な連携を図りながら解決に当たるよう各学校に指導してきているところであります。特に校長会、研修会におきましては、教育相談センターの教育専門相談員を招き、連携のあり方について協議するなど、学校と関係機関のより緊密な連携に努めてまいりました。また、新年度の各学校における学校教育推進の重点にいじめ解決について学校ぐるみの組織的な対応に努めることを明記するとともに、いじめの芽を摘み取るためにも望ましい言語環境の保持に努める取り組みについても指導してきたところであります。さらには、子供たちの悩みの解決に向けて配置されております心の教室相談員の相談業務をいつでも悩み相談ができるよう新年度から名寄市単独の予算で週5回へと強化することにいたしております。さらには、教育相談センターにおけるハートダイヤル及び不登校児童生徒に対応する適応指導教室の機能強化を図るため、指導員の増員についても計画しております。

これからの教育は、学校ばかりでなく地域全体で子供たちの健全育成について見守っていく必要があります。新年度におきましては、青少年センターにおけるサポートチームを再構築し、より一層の活性化を図るとともに名寄市立大学など地域の関係機関の協力を得て、カウンセリング研修など子供の心と直接向き合う教職員の資質の向上を図る中で、いじめなど問題に積極的に対応する体

制を確立するよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 熊谷議員。

○20番（熊谷吉正議員） それぞれ答弁いただきましたけれども、順に再質問を申し上げたいと思います。

憲法を暮らしに生かす市政について市長の答弁率直に受けとめて、一層平和や暮らしに生かす意識をより強めていただきたいと思います。ただ、国の状況、特に安倍政権は特徴的に教育基本法の改正に見られるように現職の総理大臣でありながら憲法改正を言っではばからない現実のきな臭い政治を意思表示されておりますから、首長の立場としても市民生活を守る上での憲法を生かす姿勢について引き続き御努力をお願いを申し上げておきたいと思います。

市政運営の基本的な姿勢やまちづくり、市民とのかかわり方についてですが、率直にお聞きをいたします。こういう質問をいたしますと、市長は常に現職の首長として名寄市民全体の平和や幸せを願う立場で、日本の財政構造が中央集権的な構造でしたからいたし方ないことでございますけれども、道や国を含めてやっぱり政権等、あるいは現職国会議員や道会議員との密接な連絡というのは欠かせないことについては私も十分わかりますし、これからもその必要性については当然かなというふうに考えております。あるいは、与党にかかわらず道や国に対する全野党的な立場での名寄市の要望、ニーズを生かす姿勢としては理解ができるところでございます。しかし、たまたま今統一地方選挙、知事選挙、道議選挙、市議選挙と続き、夏には日本の将来を左右する入り口にあるという参議院選挙もございますが、きのうたまたま公正な市長ということの立場からして前堀江副議長の事務所開きにも市長も議長も出席をされておりました。当然選挙ですから、常に相手があつての戦いになるわけでございますけれども、そうい

う時期については当然公平、公正の姿勢を、スタンスを維持をされていくことがベターな判断かなというふうに考えておりますが、そういう認識であるのかどうか、改めてお聞きをしたいと思います。

市政運営の基本的な姿勢の関係で、確かにこの1年間、冒頭演壇で私も聞いたとおり、市長にとっても非常に多忙な厳しい時代、1年間であったというふうに考えておりますが、これまでも総合計画の策定に当たっての十分な市民との対話、あるいは説明責任、情報公開、基本的な姿勢については伝わってくるものはございますけれども、現実的にやはり行政運営ではスケジュール的にならざるを得ない側面も否めないのかなという感じがしておりまして、これからもその基本的な姿勢を、市の職員全員がそうなのですが、実践的にも常にだれのために仕事をしているのかという問題意識を頭に置きながら、それぞれ事務屋さんであろうと技術屋さんであろうと市民の目線で物を考えていく、制度で足らなければその制度を改善をしていくという姿勢もまた特に必要ではないのかなというふうに考えておりまして、時間等の関係でどうしてもスケジュール的な、日程的なことに限界もあるかもしれませんが、これからはっきり市民との目線を大切にしながら、住民対話を一層深めていただくように求めておきたいと思いますが、このことに関しては先ほどの選挙にかかわる対応についてだけお答えをいただきたいと思います。

次に、行政改革の関係で、行政改革の新しい計画については近々出るという、8日でしたか、情報によりますと。議会が始まるのがわかっておりまして、当初行政改革の新しい推進計画について予算編成の査定の終わるごろ、1月下旬ぐらいというふうに聞いておりまして、あるいは公債費適正計画も5日の日にホームページで掲示をされていたのですが、いわゆる第1定が始まるということ的前提をしながら、市民や私ども議員にも情報公開のスピード感というか、非常におくれてい

るなという感じがしておりまして、そこら辺についての認識について、時間等の関係で大変忙しいことは重々知りながらも、私どもそれらを見ながら論戦に入るとというのが極めて市民にとっても幸せなことをございまして、対応に十分でないことがやっぱりあったようなことについては指摘をしておかなければならないなというように考えています。

それで、行財政改革計画の全般についてはまた論じる機会があると思いますから割愛をいたしますが、1点だけ、これも行政改革の絡みでは職員の資質、市民の目線で仕事をする、対応の問題などについて、永遠の課題というわけにはこれはいきませんから、1年たったらこれだけ改善をしたということが重要でありまして、これはもう既に市長や議長には別に先週郵送されているというふうに聞いておりますけれども、たまたま私議会終わってうちへ帰りますと、こういうはがき1枚、一市民からというふうに来ていまして、私の質問は別にそういうことを予定をしていたわけではありませんが、行革絡みの関係であえて触れさせていただくのですが、これは具体的な施設名も書いてありますけれども、ある施設を利用しに行ったら、個人に対する対応はしていないというようなつけんどんな対応で、けんもほろろの対応があったということで、余りにも腹が立つので、条例を後から調べて、そういう個人には貸さないということにもなっていないと、どうなっているのだということを取り上げてほしいということでありまして、このはがきのことだけではなくて、まさに職員の資質や労務管理のあり方、特に市役所は最近の行革や合理化の関係でたくさんの臨時職員や嘱託職員や非常勤職員も入っていると思います。そういう人たちへの、一体感の中で当然仕事をしなければならぬにもかかわらず、何かしら上に立つような感覚で指示をする、指導をするというようなことの印象も伝わってくるものですから、この行革の項では1点だけ、たびたび各議員も取

り上げるところなのですが、まさに今余り改善されていないのではないかという心配もございまして、個別にはまた議会終わってから指摘をさせていただきますが、御答弁をお願いをしたいと思います。

中期財政計画、新総合計画の関係についてであります。整合性については確かに私どもの情報と市長を初め市役所全体の情報というのは残念なことに情報格差がございます。あるいは、時間のずれもありますから、どうしても私ども食い込んだ検証、整合性があるというふうに言われてもわからぬ部分が多いのですが、例えばかねてからも言っておりましたが、実質公債費比率が夕張問題も含めていわゆる大事な指標になってきているのですが、一般会計新年度は187億円、特別会計、病院会計も入れて400ということなのですが、例えば企業会計でいくと風連と名寄の過去の手法の違いなんかもあって、前の公債費比率についてはだんだん改善をしてきていると、一般会計では。しかし、適正計画の内容を見ますと企業会計、企業債との関係なんかでそれを押し上げてきたという現実なんかもあって、そうするとその原因を私ども見る根拠になるのはやっぱり病院会計や水道会計の中長期の計画みたいのが、施策としての計画はそれぞれ水道で言えば2画があるとか、病院の展望なんかについての考え方出されますが、かねてから執行側も認識をしながら、なかなか具体化しないということがございまして、この機会に、実質公債費比率が非常に重要な比率になっているわけで、私どもも検証する上でそういう資料も含めてやっぱり提示をいただかなければ論議ができないという部分もございまして、改めて、繰り入れ等の関係もございまして、特別会計ももちろんそうですが、ぜひ基本的なところのまず考え方をお知らせをいただきたいと思っております。

それから、二つ目には、きのう中野議員もおっしゃってございましたけれども、総合計画5年のをまとめた事業計画の提示があり、後年度は別途と

ということですが、公債費負担適正計画や中期財政計画を数字で置いているわけでありますから、当然単年度、単年度の事業の張りつけというのは恐らく頭に置いていると思うのです。それらがきのうの答弁ではこれから単年度ごとの張りつけをするということですが、仮にそれが本当だとすれば私どもに提示いただいているいろんな数字というのは、いわゆる公債費比率や経常収支比率を一定の上限を定めながらの数字上の提示になっているのか、やっぱり単年度、単年度の施策の張りつけについて調整をされているのかの判断がつかみませんので、改めてお伺いをしたいと思います。そして、まだ具体的に単年度ごとの張りつけができないとすれば、いつ提示をいただけるのか改めて求めておきたいと思います。

それから、もう一点、きのうも小野寺議員から出ておりました旧名寄、旧風連の特例債の活用、過疎債の活用の問題の市民のとらえ方、私も旧名寄の議員でございますから、印象としては旧風連の3大事業が非常に目につくということの印象がございます。あるいは、市民からも名寄何もたもたしているよというような言い方も、旧名寄です。しかし、答弁では市長がおっしゃっていることについても十分わかります。総合計画10年、建設計画の関係を引用しながら、トータルとして一つのまちとしてどう施策が張りつけていかれるのかという物の見方が正しいと思いますが、現実に例えば名寄の中心街の活性化の取り組みについても関係者の取り組みがしっかり見えないからそういうおくれになって、むしろ風連の再開発事業を評価をしなければならぬという気持ちについては私もございます。積極的にやっぱりやる方がしっかり具体的に先にいくのだということについて、道の駅についてももちろんそうだと思います、中学校の問題も。ただ、ここで5年、10年で私も見ようという気持ちはございますけれども、旧名寄の市民としては不満が残っているという、調整を求める声が根強くございまして、ぜひその辺に

ついでの改めての答えもいただきたいと思いません。

それで、具体的にきのうのやりとりを聞いていて思ったのですが、旧風連の事業が調整がついて効率的に行えることが非常に大切だと思う立場からなのですが、3大事業、中学校、再開発、道の駅と。どれもそれは名寄全体のものであるという認識を私どもも切りかえる努力をしなければならぬと思います。たまたま風連高校の関係で、かなりこれから存続をしていく状況厳しい状況の認識が教育長からも示され、あるいは少し前に一步踏み込み過ぎたかなという心配もしましたが、跡校舎、跡地の活用の問題も答弁がありました。まさに地区の住民や子供たちの環境を整えば、かなりその可能性は強い。もし仮にそうなった場合、中学校の改築これからで、新年度調査で再来年着工ぐらい、二、三年ということになるかもしれませんが、いわゆる小中一貫の関係で、風連中央小学校と風連中学校などの一貫教育の環境の場合によっては整うのかなと。あるいは、中学校は新築でなければそれはとんでもないという声もちろんあるでしょうが、しっかり既存の校舎の再リニューアルや備品の充実配備など、いろんな方法がやっぱりあるのではないかと思います。十分総合計画前期にかかわる問題ではあろうと思いますので、そういう可能性について、それは市長と教育長の立場から改めてまた具体的な問題としてお聞きをしておきたいと思えます。

それと、公債費負担適正化計画、結果としてこの数字を見れば心配される18%超えをどう抑えていくかという関係で、数字が出ていますが、18年度が19.6、これは単年度です、19.6。それから、18.1、17.1、19.5、ここはお認めになっているとおりで21年度、これは20%を超えるのかなという見解も出ています。単年度ではその後18%、16%、14%と適正化計画の7年度の最後、24年ではそのような数字で、3年平均ではかなり抑制感の数字が、トータル的に

は17.9%が平成24年に出ています。これらについては、先ほどの関連もありますけれども、いわゆる総合計画の具体的な事業想定をしたものをはめながら出てきている数字ではないのかなというふうに考えておりますが、そういうような押さえでよろしいのかお聞かせをいただきたい。新発債との関係です、既発債ははっきりしているわけですから。これから新たに起債を起こす関係についてお尋ねをしておきたいと思えます。

それから、広域行政の関係については触れる時間がございませんが、若干歩みが、合併の関係もございましたが、文字どおり私どもは名寄にいて中核市だと、市長もおっしゃいましたけれども、まさに中川から和寒、土別も入りますけれども、他の市町村が文字どおり人口が多いから、財政規模が大きいということばかりではなくて、やっぱり首長同士の信頼関係、市民同士の信頼関係の醸成、そういうことをベースにしながら広域行政の展開みたいのは出てくるのかなという感じがしています。合併前の任意協議会の経験もございまして、広域的なネットワークを構築をしているということでございまして、歩みとしてはやっぱり姿が見えないと、形が見えないと何やっているのですかということになるかと思ひまして、全道の町村会の新たな自治の姿の問題についても触れられておりましたけれども、そういうことを頭に置きながらも名寄市の役割というのは非常に大きいのではないかと思います、今考えられる広域的な行政、あるいは連合行政みたいな形の提案がありましたら、ぜひお聞かせをいただきたいと思えます。

域内分権、住民自治について、市長の答弁でよろしいかなというふうに考えますが、私は確かに受けとめる町内会や市民の側にしても、町内会によっては毎年役員決めるのも大変だと。しかし、そうは言いながら本当に年々行事を拡大をしながら、町内の親睦を図るような取り組みが進んでいる町内もございまして、ですから、それは一様に言

えませんが、単に今ある町内を学校単位にまとめてイベントをやるということだけでは、スタートはそこから入るのかもしれませんが、具体的な予算措置も含めた、具体的に地域で何をやるのか、極端な話道路の穴あいたらみんなで埋めるのだと、あるいは樹木が倒れたら自分たちでやるのだと、街灯がどうしたこうしたという話も含めて、そういう小さなことの積み上げで、まさに自分たちが自分のまちをつくり、守っているのだなという気持ちが高まっていくような気がいたしまして、具体的な制度としての位置づけについての基本的な考え方をお知らせをいただきたいと思えます。私は、議会の附属機関的な要素も将来的には構想をしている一人なのですけれども、それに対する見識があればまたお知らせをいただきたいと思えます。

主要課題について、大変市長も苦悩されておられる大型店問題の対応と都市計画について、この間の不十分さについては市長もそれぞれきのお認めになって、新聞にも出ているところなのですが、改めてむちを打つようなことはしませんけれども、なぜこうなったかなということについて改めて私は考える必要があるのです。こうなったものをなかなかもとに戻すことは現状では非常に困難なのですが、もう市長も十分わかっているのですが、今社会保障でもすべての施策でも国による、あるいは道によるセーフティーネットを張らずして規制緩和を一気に小泉あるいは現政権の中でも引き継がれながらやられた結果が都市間の格差、あるいは道内における域内格差、さまざまな格差につながってきておられて、これはもう既にバス業界とかタクシー業界だとか、そういうの経験済みなわけでもございまして、そして、結果として何が残るかというのは、働いている人たちの労賃の引き下げで競争する、あるいはパートや時間給などの働く人たちですから、多少国全体が、都市部が景気がよくなっても都市部の人ですら実感がないというのは、やっぱり景気の6割を支える

といういわゆる懐のぐあいがてんでよくなっていないからということなのです。ですから、この問題もそうなのですが、74年から2000年までの間にあったいわゆる商業調整の可能だった法律が廃止をされて、この間もちょっとまちづくり3法一部改正されましたけれども、もとの法律が改正をされた法律以降の問題の事象なのです、全国的に。これは、当時の建設省ですら規制を外すことに抵抗があったのですが、自民党はやっぱりバブル以降の景気対策のために大手のそういう人たちの意向を聞きながら決めてしまった法律、これは明らかな事実でございます、これを今さら戻すというのはまた新たな歩みとしてまちづくり3法の改正があって、今の状況になっておりますけれども、その原因だけははっきりしておかなければならないのではないかというふうに考えておまして、私は今回の問題も党派ではまだ意識統一をしておりませんが、消費者の立場でいいのではないかという声もちろんあります。私は、だけれども基本的には、個人の意見になりますけれども、セーフティーネットを張らずした規制緩和については反対をする立場でございます、社会的な規制は必要だというふうに考えております、今回の問題についても。ただ、市長がお認めになっているとおり、手続、対応に瑕疵が明らかに残ったことも事実でございます、大店法の13条の中でも商業調整を求めることはできないということになっているのです、残念なことに、自治体であっても。そのために全国の、北海道も遅まきながら、対応が非常に遅かったのですけれども、昨年7月にガイドラインを設定をしていたり、先見の明な県や自治体ではもっと早くまちづくり条例なども含めて進出をする大手に対して一定の条件を付す、あるいは地域貢献なども含めた対応を求める、これが限界だというふうに言われているのです。

助役も私が一昨年12月の議会でこのことについて早く規制をかけるべきでないかという質問に

対して、法の限界性を問うて、さらに研究、検討をしなければならぬという程度の答弁でしたけれども、都市計画審議会の中ではもっと早くから、このことを想定をしたわけではありませんが、法の改正の動きに伴っていずれ用途地域の指定、特別指定地域などについて検討していかなければならぬということを経験した建設部長が言っているのです。だから、行政の中で本当にどういうコンタクトをとられて対応してきたかというのは極めて瑕疵が残るという感じがしておりますので、改めて今後の、きのう公になっていきましたが、公聴会を御案内をしていたようではありますが、状況は非常に厳しいと言わざるを得ません。私は、現実的にはしっかり地権者や大手なども含めて、商業者も含めてしっかりテーブルに着いた上で共同、共存の道を探るしかないのかなという率直な感じがしております、ただ基本的には社会的規制も私は必要だと思っていますから、一昨年的一般質問でもあえて取り上げている次第でございます、そういう状況について少しお答えをいただきたいと思っております。

サンピラーの関係について、ぜひ熱心に利用されている皆さんの声をもう少し具体化する前に公にしなごう、露天ぶろやサウナの改善やら、いろいろ課題はあるでしょうけれども、もっと大胆に楽しい企画として期待をしたいと思っておりますから、一層歯車を回していただくように求めておきたいと思っております。

ただ、私こうやって質問したのは、非公式の中に振興公社から具体的な提案があったというふうには聞いておまして、その中身についてもっと具体的な膨らんだ中身なのかなと思ったのですけれども、ちょっとそれについて聞き漏らしたとすれば、別途でも結構ですけれども、あえて足しておきたいと思っております。

国民保護計画について、これは端的にお聞きしますけれども、政府の基本指針とか消防庁のモデル計画との違いというのは何かあるのかどうか

ということと、基本的な人権の尊重も市長は憲法で十分その辺については意識をされている部分なので、計画全体でそれが覆われているのだということでございますが、それはそれとして受けとめてはおきますが、非常に不思議なことが実際にあるのです。有事のタイプとして四つ、ミサイルが飛んでくるとかテロがどうしたとかという定義がございませけれども、例えば政府の基本指針で核攻撃で身を守る方法として風下を避けて、手袋、帽子、雨がっぱにより放射能降下物による外部被爆を抑制する、こういうのがまじめな顔をして書いてある。総務省は、そんなことできるのかと言ったらできませんというふうに、放射能降ってきたときにそういう対応で本当に、そういう国の指針があるということそのものが疑いを持たざるを得ないのですが、基本的に市長にお聞きしたいのは武力攻撃災害と自然災害の違いについて少しお答えをいただきたいと思います。

これは、次の雇用と入札関係と両方かわるのですが、私は正直言って今国全体が、宮崎県やら先ほど市長言ったように3県、あるいは深川なども含めて身近な例で話があって、本当にゆゆしき事態だなと思ってしまして、別にこれはその3県だけではなくて至るところにあるから、たまたまぼつぼつと現象が出るのだろうということで、これまで名寄市として、私も取り上げてきましたが、入札改善、契約についての改善については評価をいたしています。

ただ、ここにきて一般競争入札について指名競争入札の是非論の問題について、市長は全体的に国のマニュアルなんか出たり、あるいはこれから広域的な調整もしながら、一部一般競争入札の導入についての検討を言及をされたのですが、確かに最近、3月2日でしたか、道新で大学の学者は地元優先せず一般入札をやれと、それから町村会の南原常務理事は有識者を交えて、評価方式で指名方式についてもしっかり残すべきだとさまざまな意見出ております。これもやっぱりある面では、

基本的にはそれはもう競争社会ですからセーフティーネットも何も張る必要はないのですが、指名競争入札もセーフティーネットの一環ではないのかなと考えていまして、しっかり精査をした上で守るものは守るということも大切ではないかと。ひとたまりもないわけです。先ほどの大型店の問題ではないですけれども、一般競争入札、多少は地元の指名競争入札では落札率が高目になるのかもしれませんが、高過ぎるととんでもない話ですけれども。しかし、一般競争入札になると下がるかもしれないけれども、しかしその金はどこ行くのよということにも、地元に残らないということにもなるでしょう。私は、あしきという言葉は適当ではないかもしれませんが、指名競争入札をしっかりとっと透明性、改善に向けて当面はそこも大切にしながら、長期的には市長の答弁のとおりでよろしいのかなと思いますけれども、改めて談合やその他のことしか、ましてや役所内部も含めて官製談合たることはないでしょうけれども、そこは有識者などを交えた評価方式などについても改めて検討しながら、現行制度をつないでいくということも一つの方法ではないかというふうに考えています。

ただ、1点お願いをしたいのですが、最近働いている人たちもどんどん切られて、建設業界も身軽になろうとせざるを得ない状況でありますけれども、どうしても労務費を、ピンはねという言葉は悪いですが、下げながら対応をします。本当は積算をするのはいわゆる二省単価をもとに積算をして、業者に対して発注をするわけなのですが、しっかり業界には、大変でしょうけれども、こういう日商単価をもとに積算をしているのだという資料を渡したことがあるのかどうか改めてお聞きしたいと思うし、既に一部の自治体では業者に対してそういう資料も提示をして、しっかり努力してくださいということを求めているケースもございまして、名寄市の新たな取り組みとしてお伺いしておきたいと思います。

最後の方で教育行政について、教育長、教育基本法の改正で、これ端的にお伺いしますが、長いこと憲法と表裏一体の関係で、いわゆる国の義務を定めて、私何回読んでもあの教育基本法がどこが悪くて改正をされたのかというのは本当にわからない。まさに意図的に国の管理統制を強めるような方向につながる可能性が極めて大で危惧をしているわけでございまして、実際に教育現場に何十年も教育長おられまして、それが原因で子供たちの対応など、あるいは課題等について基本法がおかしくてという矛盾を感じたことがあるのかどうか。これは国の動きですから、新たにできたものに対する言及はなかなか難しいのかもしれませんが、今も重要な基本法だというふうに私は思っています、端的にお尋ねをいたします。率直に教員経験の中からお聞かせをいただきたいと思えます。

特別支援教育については、この後一般質問で竹中議員もやりますが、聞くところによると平成19年度に全国に2万1,000の支援アドバイザーでしたか、の予算化をして、1人当たり119万円ぐらいの交付税措置の見通しがあるというふうに聞いておりました、国の情報が悪いから当初予算に入っていかなかったのかもしれませんが、積極的に活用は当然していかなければならぬ、あるいは交付税だけではなくて単費も、大変苦しい状況は十分わかりますけれども、具体化していく基本的な考え方についてだけお聞かせをいただきたいと思えます。

本当の最後になりますが、いじめ、不登校、悩みの関係、予算書を見せていただきまして、中学校の心の教室相談員、適応指導教室、あるいは相談センターの充実に向けて大変配慮をされているかと思えます。問題は、そういうことを前提にしながら、いかにして冒頭お聞きしたとおり今後運営、ソフトの部分での充実が求められているというふうに思いますから、十分その辺については現場サイドの意向をしっかり受けとめながら、一体

となつての取り組みを求めておきたいと思えます。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 何点か私の方からお答えをし、細部の係数的な答弁等については助役あるいは担当部長の方から答弁をさせていただきます。

まず最初に、基本的な姿勢ということで問われました。私は、市長としては市民の代表でありますから、国政あるいは道政等にいろいろな市民の願いを実現をさせるためには多様なルートといたしますか、そのようなことをしっかりと取り組んでいかねばならないと、このように心して今日まで活動しております。したがって、名寄市内に国政、道政で現職の皆さんが見えるときには必ず陳情会等を用意したり、あるいはその時間セットがとれなくもお会いをして、地域の実情等を要請すると、このような取り組みをしておりまして、ぜひこのことについての御理解はいただきたいと、このように思っております。

次に、行財政改革について指摘がありました。従来の私ども部内でいろいろな取り組みを進めているわけですが、これは一つには職員の理解、協力、市民の理解、協力がなければ実現しないものが多くあります。時にはそうした理解をこちらの方で強力にお願いすると、こういうことも出てくるわけでございまして、風連町との合併で行政組織等についてはどうしても一時期重複するような体制をとらねばならないと、こういう問題がありますけれども、これは3年、5年という時間的な中で工程表をしっかりとつくりながら進めていくということであります。ただ、平成17年、18年の2カ年については、合併協議等がかなり優先せざるを得なかったと、こういうことであります。そして、その後の一体感の醸成ということも含めて、この行財政改革を必ずしも手を休めたということではありませんが、指摘を受けるような内容があったのかと、このように思っております。

次に、中期財政計画の関係で、特に各種の指数についてお話がありました。実質公債費比率というのは、過去に指標として持っていたものを特に連結決算のような形で、企業会計あるいは一部事務組合等で行っている事業の償還、起債で事業をやっているものに対するそういうものも含めた統計の数字に置きかえるというふうに変わってきたわけでございます。私は、これは当然のことだというふうに考えておりますけれども、従来やっていなかったものを取り組むというのは係数的に当然変わってくるわけですし、もう一つは今後何年間かの傾向の中では分母となる数字が非常に、交付税が主なものでありますけれども、大きく切り込まれると。そうすると、自動的に、償還をする方は約定に基づいて年次計画がきちっと定まっているわけですから、ここで係数がアップをするわけでありまして、このことについては御理解のことだと思いますが、私はこういう事態であっても、そのことをしっかりと視野に入れた総合計画の年次の張りつけということを行っていかないと、一方の計画だけを忠実に実行しますと償還の方が財源としてショートすると、こういうことになるというふうに考えているところであります。当然こういう合併をしての向こう10年間の事業計画の中では、国が認めた合併特例債、そして現在指定を受けております過疎指定による過疎振興の事業と、こういうものを組み合わせて事業の財源にするわけですが、これも私どもが持つ事業すべてがこの特例債なり、あるいは過疎債の適用とならないことも当然あるわけでございまして、これらについては一般の起債の中での財源充当ということですから、償還時における一般財源の持ち出し、このことを心してやっていると、こういうことであります。

また、平成19年度の事業、予算の内容についても指摘ありました。旧風連、旧名寄の事業のボリュームについての評価であります。私はさきの議員にもお答えをしておりますが、どの地区で

どうだということを余り議論すべきではなくて、やはり名寄市全体としてどの事業を今まで準備してきている成熟度も含めて実行に早く移すかと、こういうことだというふうに今認識をしております。たまたま道の駅につきましては、旧風連町が開発建設部と協議をして事業化している内容のものでありまして、こちらの方が一方的に年次の割りつけを変更していくということにはなかなかならないと。1年間、平成18年度は内部協議で時間をとっていただき、そういう配慮はいただきましたけれども、しっかり進めていきたいと、こんなふうに考えておりますし、風連の市街地の再開発事業につきましてももう既に5年間の計画認定の中で今鋭意取り組んでいるわけでありまして、そういう意味では、今合併を前にして一定程度の計画の調整と、名寄地区についてはそういうようなことも指摘があるかもしれませんが、このことについては、しかし今まで進めてきている大学の整備の問題とか、あるいは緊急的に出ておりますけれども、病院の施設整備等については時間を決して失することのない対応をしていっている、このように受けとめていただければと思っております。

風連高校の関連については、きのう教育長答弁をしておりますけれども、私も現実に入学者が極めて少数の実態については、これは真剣に、合併協議のときには市立高校でどうかと、こういうような提言もあって、私も旧恵陵高校が市立で存続をしていた、そういう体験を持っているものですから、検討の要ありということでありましたが、しかし子供たちが実際に進学、進路を検討し、そういう実態がついてこないとなれば、これはもう改めて学校の跡利用ということを実際に考えねばならぬのではないかと、こんなふうにも思っているところであります。

広域行政の展開で、名寄市の立場ということについてのお話がありました。これは、今までもいろんなこととお話をさせていただいておりますが、例えば広域行政の実態が介護保険の認定の関係で

すとか、あるいは今の障害者の認定の関係ですとか、名寄市が人材も含めて一定の集積があるということで近隣の市町村の業務について御苦労いただいて対応していると、こういう実態がありますし、機能訓練等について、これは市立病院の理解があったからできたわけでありましたが、旧名寄保健所管内の風連から中川までのそうしたリハビリについて名寄市の職員を訓練士としてそれぞれ対応、スケジュールを組んでやってきたと、こういうことがあります。一方、一部事務組合で設立をして事業をやりました。炭化センター等については、合併をしていたときと合併をしないで一部事務組合でやったときの比較ということを私なりに分析をしているわけでありましたが、一部事務組合の場合は各首長さんがそれぞれの賛成をするときに決定権の数で持っているわけでありますから、調整というのは非常にリーダーシップを発揮したとしても自動的にそうしたものに直面をするということがあります。こういうことは、これからやはり広域行政の施設、あるいは連合としての事務事業と、こういうことが選別をされていくことが合併をしない自治体としての一層の地域の住民の皆さんのサービスに直結する手法ではないかと、こんなふうに思っております。

域内分権の話もありました。私は、全市一斉に地域自治区のこの形ができ上がるというのはなかなか難しいと、そのように思っております。既にもう先行的には東小学校の校区、これは小学校の改築を機にコミュニティーのいろんな取り組みの実績があるわけですし、この地区が先行するような形で今名寄市では、私どもは次の地区の皆さん方にどのような手法でいろんな地区の取り組みができないかということを進めていくことが地域自治区の導入について市民の皆さんに理解していただきやすいのではないかと、こんなふうにも考えております。今精力的に職員の担当する皆さんも含めて研究中でありまして、逐次市民の皆さん

とそうしたモデルを示しながら、御理解を深めていきたいと、こんなふうに思っております。

サンピラー温泉の関係も期待をいただく市民の要望というのがありますけれども、これは管理者である振興公社と十分協議をさせていただいてという取り組みにさせていただきたいと思っております。

規制緩和の関連も含めて大型店のお話がありました。私も平成11年に当時議会も含めて徳田地区の大型店の進出については名寄市民は望んでいないと、こういう決議書を携えて関係者と一緒に当時の通産の出先機関に要請行動を行った体験を持っております。そのときには国の方向が規制緩和ということでありまして、いかんせん実態でございました。このことが時によっては市民の皆さんに、関係者の皆さんに国の規制緩和策に抵抗するエネルギーをそがれてしまったといえますか、そういう面が実態としてあったのではないかと。しかし、商業関係者を中心にして国に法律改正を強力に働きかけて、ようやく18年5月に関連するまちづくり3法が改正になったということでありまして、私は、日本の商業の中で、今の大型店の経営そのものというのは非常に地域実態を参酌しない営業方針が出てきているのではないかと。市民の皆さんが確かに安いものを広い駐車場があって買い求めやすいというところに流れることはあるかもしれませんが、地元紙の投稿欄にもありましたけれども、今日本の農業を守るためにオーストラリアとの関税の関係でのいろんな取り組みをする中では、やはり日本の農業を守れと、安ければいいというものではないという、こういう国民の支持があるわけでありまして、私はこのことは名寄においても同様に市民の皆さんにも理解されるものだと、こういうことを信じて疑っておりません。しかし、現実なかなかそうでないという実態であります。

国民の保護計画について、これは私どもが一自治体の中でこの国民保護計画をつくってということではこの自然災害等とは異なって対応できるも

のではないという認識を持っています。しかし、そうしたものが何もなく本当にいいのかと、こういうことになると、当然国や北海道と連携をした形で一定の仕組みをつくって、市民の皆さんにこのようなときにはこのような仕組みの中で連絡体制をつくっている、そしてそのことをいろいろな訓練を通じて、例えば自然災害の避難訓練等を通じながら認識を深めていくことが重要ではないかと、こんなふうに思っております。

入札制度の関係もお話がありました。私は、日本の経済の中でこのような仕組みが一番の知恵として続いてきたのではないかと。しかし、近年のように各地でいろいろな入札をめぐる事案がありますと、この知恵の仕組みそのものにやはり欠陥があったのではないかと、こういう指摘を率直に受けとめて、改善策というものをしっかりとしていかなければならぬと、こんなふうに思っております。現在担当の方ではこれらの内部の検討もしていただいておりますし、私はしっかりとこれらについては市民の皆さんが公平、公正な事業実施をしているということの認識をいただけるような仕組みづくりに全力を挙げていきたいと、こんなふうに思っております。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 私の方からは、まず最初に風連中学校と中央小学校の一貫教育について少しお話がございました。このことにつきましては、平成19年度、新たに適正配置等検討委員会の中で小中一貫教育の成果などについても御議論をいただくということになっております。

それから、風連高校のリニューアル等につきまして市長の答弁のとおりでございます。

次に、教育基本法の改正にかかわりまして御質問がございました。昨今の青少年の問題行動とか、倫理観にかかわる問題、あるいは青少年が被害者になるような痛ましい事件とか学力の問題、あるいは学校にかかわるさまざまな課題、こういうものが国民的関心となったことから、教育基本法の

改正が進んできたのではないかなと。そういう観点でいきますと、学校教育、第6条の2項にある規範意識の高揚とか、あるいは第10条にあります家庭教育の充実だとか、またこれは第3条にございます生涯学習の理念にかかわる地域の教育力の向上だとか、こういうものが盛り込まれてきたのかなと、こんなことを考えているところでございます。

しかし、先ほどもお話し申し上げましたが、個人の尊厳とか真理と平和をしっかりと守る気持ちとか人権、人格の完成などについては、従来どおりこれは大切なものでございまして、今後何ら変わるものはないと、こんなふうに私自身も考えておりますし、何よりも大切なことはやはり教育振興基本計画、このことについてしっかり今後視点を当てていくべきだ、こういう中でいろんなねらいを実現させていく、そういう努力をしていくべきだと、こんなことを考えているところでございます。

次に、特別支援教育に当たりまして支援員制度のことについてお尋ねがございました。特別支援教育支援員の配置に必要な経費等に係る地方財政措置の予定についてのお話は1月にあったわけですが、この計画によりますと平成19年度、平成20年度、2年間かけまして全国の全公立小中学校に支援員を配置すると、こういう計画を立てる中で2年間で約250億円、5万1,000人という予算づけを計画しているということでもございました。これによりますと、ことしの5月ぐらいにはこのことについての決定がなされる、そういう中で交付税単価の正確な部分もわかるというふうになっておりますので、その結果を見て判断してまいりたいと、こう考えております。そういうことから、名寄市は15校ございますので、当初予算には盛り込んでいなかったことを御理解いただきたいと、こんなふうに考えております。

次に、ハートダイヤルとか、あるいは適応指導

教室等、教育相談センターのかかわりにつきましては、ただいま熊谷議員からお話ございましたように内部で一人一人の専門性が十分生かせるようにチームワークを確立してまいりたい。現在もそれぞれが分担して大変な仕事に当たっておりますが、しっかりとまたチームワークを確立してまいりたいと思いますし、あわせましてサポーターの養成とか、そういう活用などにも今後取り組んでまいりたいと、このように考えております。

以上であります。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 先ほど市長から答弁を申し上げます。細部について私の方から一、二お答えをしたいと思います。

一つは、行政改革の中で、市民の目線で仕事をするという職員の資質が欠けているのではないかとということで御指摘いただきました。具体的にはがきで議員のところへの訴えがあったということでもあります。日常的に私どもも市民課の窓口で投書箱を置いておりまして、その中でもやはりふだん何件か接遇等についていろいろとお話がございます。その都度こういうような内容についてはこういうふうにして解決しようと、具体的に現場の窓口の名前を挙げて、何番窓口でこういうことがありましたということがありますから、それはきちんと私ども対応していきたいというふうに思って、今までも実質対応をしてきているところであります。いつまでたってもこういうような状況が続くというようなことで、一方ではお褒めの言葉をいただいている内容もあるのでありますけれども、一方ではこういうはがき、投書をいただくと、またそれは本当にゼロどころかマイナスに戻ってしまうという点感じておりますので、さらに接遇のあり方について、マニュアルをつくって配付しておりますけれども、それだけでは十分というふうに感じておりません。事あるごとにきちんきちんと対応していきたいというふうに思っておりますので、今後の動きについてぜひ御理解

をいただきたいと思いますし、また御指摘もどしどしただけいたらというふうに思っているところでもあります。その窓口ばかりでなくて、日常の仕事、だれのために仕事をするのか、どんな態度で仕事をするのかという御指摘もいただければ、私どももまた日常心がけているつもりでありますけれども、さらに職員全体で考えていきたいというふうに思っております。

もう一つは、公債費適正化計画の中における新発債との関係が織り込まれているのかと、それと新総合計画の関係とはどうなのだということでもありますけれども、公債費適正化計画をつくるときにやはり新発債をこれから年間どのくらいのことが予想されるかと、総合計画の事業名を積み重ねていって、こういうふうということではなくて、今まで旧名寄市がとってきたように1年間に起債の額はこのくらいにしようという枠を実は決めていきたいと、こういうふうに思っております。これは、後々の償還のときに非常に計画的になるということでもあります。公債費適正化計画をつくったときに臨財債と合併基金債、これは特別でありますので、除きまして、年間16億円から17億円程度の枠を決めていきたいと、こういうふうに考えておりまして、その内訳は過疎債とか特例債とかいろいろとありますけれども、年間市が借金をして仕事をするのは16から17億円程度という計画を積み重ねていって、この公債費比率を割り出してきているということでもありますので、御理解をいただきたいと思いますというふうに思っております。

もう一つは、一般競争入札の方向でありまして、これも市長から答弁をされておりますけれども、単価が一体どうなっているかと。現状でありますけれども、これは単価が公開されておりますので、私どもも入札のたびに積算資料をいただくことにしております。中には積算がなかなかでき得ないという業者もありましたけれども、それは建設業協会とタイアップしまして、私どもの職員が講師になりまして積算の仕方をきちんと勉強していた

できました。これも含めて入札のたびに積算書を持ってきていただくと、こういうことをやっております。単価は公開をしておりますので、どの単価も同じ単価を使っているという状況であります。

また、透明性のことに関しましては、今までもたびたび改革をやっておりまして、発注者側の透明性は全部出しているというつもりであります。あと、指名入札の問題が今課題になっておりまして、問題提起がありましたようにどの方法が一番適切なのか、地域経済にとって大切なことなのかということを考えて、入札改善委員会の中で議論をしてまいりたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 熊谷議員。

○20番（熊谷吉正議員） 最後に1点だけ、公債費の繰上償還の新たな制度ができていまして、一定の要件きのうもやりとりあったのですが、それには新たな行革を求められる可能性もあるというふうに聞いておりますけれども、今回つくった新行革計画にさらに付加をする可能性があるのかどうかだけお知らせをいただきたいと思えます。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 繰上償還を認められる条件はこれから具体的に提示をされるということで、予想でありますけれども、総務省が全国の自治体に求めております改革プラン、これが一つの目安になってくるというふうに思っています。私どもは、今回つくったプランが、案がその総務省が求めております改革プランの中に基づいているということでもありますので、ただ中身の精査はこれからと、総務省のチェックを受けるのはこれからだと思います。

以上であります。

○議長（田中之繁議員） 以上で熊谷吉正議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

○議長（田中之繁議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

平成19年度市政執行方針について外1件を、猿谷繁明議員。

○12番（猿谷繁明議員） 議長の御指名をいただきましたので、さきに通告の順に従い、質問をいたします。代表質問としては清風クラブが最後であります。これまで4名の各派の代表の質問がありました。理事者の御答弁がありまして、重複を避けるように努力をいたしますが、重なる御答弁をいただくこともあろうかと思えます。お許しをいただきます。

それでは、19年度の市政執行方針についてから申し上げます。市政推進の基本的な考え方が3点述べられたわけであります。一つは、市民と行政の協働、二つは行財政改革の推進、三つ目には活力をもたらす産業の振興とあります。1点目、2点目はそのとおりと私も思いますが、3点目にあります産業の振興では基幹産業の農業や製造業が元気に展開することが重要で、観光、そして産、学、官の連携、商店街のにぎわいづくり、人材育成や付加価値化とブランド化に取り組むと述べられてあります。昨日の小野寺市政クラブ代表の御意見にありましたように、地産地商のお考えには大賛成であります。地商の商はまさに商いということでもありますので、私はぜひとも理事者におかれましては名寄を積極的に売り込んでいただきたい。そこにはまさに付加価値のある地元のブランド品が必要であります。九州のある県の新知事は、鳥インフルエンザの対応でそのマイナスをプラスに転換いたしました。さらには、マスコミを活用して地域を売り込んでおります。名寄土管製作所の松前社長は、沖縄名護市の日本ハムファイターズのキャンプ場にプロ野球の選手の手形を張りつけた記念碑を建てる注文を受けました。見事完成されました。この技術もある意味では名寄のブランドではないでしょうか。風連のアグリエイトク

ラブの斉藤さんのようにトマト栽培の専門家もいらっしゃいます。行政として、このブランド化への取り組みについて具体的なお考えをお聞かせいただきとう存じます。

19年度の名寄市の予算編成では、世界経済、国家予算、そして地方財政対策の動向を見ながらの編成でありました。市民及び職員の融和促進と均衡ある発展とさまざまな事業が挙げられております。既成概念にとらわれない挑戦者の志を持って大胆な発想の転換を行うと市長は述べられました。島市長の行政手腕は、だれしものが認めるところであります。御自身がおっしゃる挑戦者の志、その言葉にある真の意味を教えてくださいたいと思います。私は、その言葉といたしますか、フレーズが大好きであります。しかし、実際には何をどのようにされようとなさるのか、そのお考えを教えてくださいとう存じます。

さて、地域自治区の創設についてであります。地域自治区の考え方については、名寄市の現在の町内会組織に何か問題があるのかなと、そう思うわけであります。向こう3軒両隣、遠くの親戚より近くの他人、隣保班同士のおつき合いの中から自然発生的にできた小さなコミュニティーが長い間の歴史の中で町内会組織としてでき上がってまいりました。病気になったときや火事になって困ったとき、そしてお葬式では特にお世話になっております。民生活動を初め互いに助け合う行政になくってはならない組織と私は思います。市長がさきの答弁でモデルとして東小学校区域のコミュニティーをおっしゃいました。そのメリットは一体何なのか教えてくださいとう存じます。

次に、情報化の推進で戸籍システムの電算処理を目指しております。名寄庁舎、風連庁舎、智恵文支所に分散している戸籍簿などを一元化して、簡素で効率的な戸籍事務に徹し、窓口での戸籍証明の交付時間や原本の作成日数の短縮を図るなど市民サービスの向上に努めるとあります。コンパクトなまちづくりにおいて、車のないお年寄りの

方々のサービス、まちの真ん中に市役所の出先をつくることは、これこそ今すぐできる大型店対策ではないでしょうか。お考えをお聞きいたします。

五つ目に、地域医療の重要性は言うまでもありません。ぜひとも市立病院の機器の整備、診療と看護体制の充実を図っていただきたいと思っております。かつて私は、病院の衛生管理の視点から廃棄物処理の環境整備について申し上げました。手当てのいかにも残念ながら亡くなった方の御遺体を搬出する通路、その通路と同じように給食の食料材料を搬入するために地下スロープを通るのであります。余り目立たないエリアについてであります。一部は改善されました。廃棄物のストックヤードがパネルで仕切られたことあります。しかし、クリーニングに出すシート、カバー、それらはばたばたとたたかれます。そして、同じ空間で掃除機のフィルターのほこりを棒ではたかれております。一方、患者さんの給食材料はその中を通して納入するわけであります。そこには職員の出入り口もあるわけであります。現在はロードヒーティングされているために坂の通路はぬれております。これまで感染症の事故がないのが不思議なくらいです。葬儀屋さんに確かめましたら、今現在もその通路が利用されているということあります。まさに産業廃棄物と同じように扱われているわけあります。皆さん、どう思われますか。病院のエントランスホール、そこには平和なハトがオブジェとして迎えてくれています。しかし、亡くなったら最後かわいそうなものであります。この姿勢が果たして真の医療なのか私はお尋ねをしたいと思っております。病院の健全化、地域になくってはならない高度医療を唱えている名寄市立総合病院は、見えないところでは、つまり裏口では不衛生で、エアコンの室外機で空気をかきまぜている環境であります。理事者のお考えをお聞かせください。

都市環境の整備は必要です。中でも水道事業は、おいしく安全で安心した飲料水を供給することは基本であります。しかし、使用量は減少傾向で、

このままだとその収入は計画どおり見込めない、料金を改定しなくてはならないということのようでありすけれども、私は現在むだな経費はこれこれだけ切り詰め、漏水もないように、そして計画的に水道管の交換整備を行っている、将来の展望はこうなりますという説明を先にすることが大切であろうと思います。そのことは下水道事業にも言えますので、価格改定の時期が来たから、しばらく料金を改定していないからという理由では理解できないのであります。この点について納得できる説明を求めるところであります。

さて、大型店出店の対応についてであります。ある方は、イージス艦が来たと例えられましたが、私は最新鋭の原子力空母であるのではないかと申すのであります。名寄にははっきり申し上げて出てきてほしくありません。それは、これまでの議論で明白であるからであります。しかし、市民から疑義が出ていることに謙虚に耳を傾け、市長の方針だから、商工会議所の会頭が、道議の先生がおっしゃるからということだけでなく、なぜそうなのだろうか、なぜこんなに多くの人たちがかんかんがくがくと新聞紙上もさることながら騒いでいるのかをさまざまな角度から真剣に考えようではありませんかという将来のまちづくりの点からもよい機会であると思うのであります。しかし、どう考えてもやはり説明不足の感があります。若い人、大学生、消費者の皆さんは、選択肢がたくさんある方も望みますし、きょう現在、そしてあした、それらが楽しければよいという人もたくさんおります。しかし、私たちの役割は、将来のまちづくりに責任があるわけでありす。条例の提案に当たっては、少なくとも専門家の意見を聞いたりカーゲルチェックをする必要があると思ひます。子供や孫たちが自然豊かなふるさとをあなたたちが残してくれたのだ、あのとき名寄市議会で条例を可決してくれたから大型店があきらめて、そのかわりにまちの中の商店街が一致団結してバリアフリーの温かな会話の弾むコンパクトな商店

街ができたのだよ、ああ、よかったね、10年先、20年先、平成19年度の臨時議会でこの条例が改正、そして成立したから、このまちが存在してよかった、必ずや言ってくれるものと信じております。もちろん条例を提案する市長として、その理念、信念がぶれることのないように真剣に取り組まれますように強く要望をいたします。

19年度の教育行政について申し上げます。昨年の12月15日、教育基本法改正法が成立して、12月22日から施行されました。社会の変化に対応した新しい時代の教育理念が明示されたのであります。そして、ゆとり教育の見直しやいじめ対策について教育再生会議が審議を重ねているところでもあります。読解力の大切さについて、人の話をよく聞いたり、文章を読んで理解するという基本的な学習は、やはり本を読むこと、文章を書くことでもあります。尾道の小学校では、読み書き算数を15分ごとに集中して勉強しておりました。その結果知能指数ですとか偏差値等も大幅に上がり、県下でも有数な進学校になったと言われております。その校長先生からは、いじめだとか不登校の話は一切ありませんでした。名寄市内の小学校でも朝読書を進めているとお聞きいたしました。読書の大切さを考えたら、登校する児童のために朝早く教室をあけていただいていると思ひますが、例がありましたら御紹介をいただきとう存じます。

(2)と(6)については、思いやりの心、いじめの撲滅の質問で、関連がありますので、一緒に質問となります。いじめ、加害者も被害者も出してはいけないと思ひます。ましてや命の大切さ、とうとさは、家庭はもとより地域社会や学校も大きくかかわることから、教育現場での指導についての考え方をお示しください。さらには、思いやりの心をはぐくむためには具体的にどうされるのでしょうか。

次に、(3)と(5)も一緒にいたします。特別支援教育と現状の分析は、そしてその解決のための対策は、専門チームや巡回相談員を単独で選

任するということで述べられております。どのようなお考えなのか。また、教育相談活動についてその現状と対策についてお示しをいただきとう存じます。

食育の大切さ、栄養士を学校に派遣して食育についての指導をするということで聞いておりますが、教育委員会としての具体的な取り組みについても教えていただきとう存じます。

風連高校について、昨日の風連クラブ、中野議員の代表質問、そして本日の午前中の熊谷議員の代表質問がありました。風連高校についての明らかな御答弁をお聞きいたしました。同じく（８）の天文台につきましては、市政クラブの小野寺議員の代表質問で詳しくお聞きいたしましたので、省略をいたします。

以上、この場からの質問を終わります。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 猿谷議員から大きく二つの項目に分けて御質問をいただきました。教育行政の執行方針にかかわる質問については、藤原教育長からの答弁となります。

最初に、平成19年度市政執行方針について何点かお尋ねがございました。市政執行方針の中で基本的な考え方の3点ということで、その一つに活力をもたらす産業の振興ということでのお尋ねでございます。当市の農業につきましては、商業や食品加工業、流通業など、他の産業と密接に結びついて、付加価値や雇用の場をつくるなど重要な役割を果たしております。経済の活性化を図っていくためには基幹産業、農業のしっかりとした発展ということが2次産業あるいは3次産業につながっていく、このように考えております。

高い付加価値を持つ農産物の地元商品を見出すには、一つには恵まれた自然条件、水、土壌、気候、そして二つには高い製造技術、種子、栽培方法、鮮度保持、加工、三つ目には経営者の熱意、開発熱意、消費者の共感を呼ぶ仕掛け、四つには差別化、商品、サービスの能力、優位性、五つに

は販売、情報、流通のパイプ、販売ルート、定温管理、搬送システムが重要と考えており、地域内に高い付加価値を持つ素材や地元産品を生み出す環境、消費者の高い支持が条件であります。名寄産農産物については、産地間競争が一層激化しておりますが、これまで培ってきた産地の信頼を生かし、米に関しては日本一のモチ米生産団地を前面に打ち出し、スケールメリットを生かした販売PRをしてまいります。また、アスパラ、カボチャ等の野菜等につきましても全国有数の産地となっております。地域特性を消費者や流通販売業者のニーズの的確な把握に基づき効果的な普及販売宣伝等によりブランド化を促進いたします。具体的事業につきましては、本年度策定をした農業・農村振興計画に基づき、名寄産米振興事業やアスパラルネサンス事業及び新産地づくり販売促進対策事業でブランド化を目指してまいります。また、商業においても中小企業振興条例の新製品開発事業等により支援をしてまいります。

次に、19年度予算編成に当たっての考え方についてお尋ねがありました。私たちが住む名寄市を初め多くの市町村は、地方分権の進展に伴い、より自立化が求められ、三位一体改革等国の構造改革は厳しい財政運営に一層拍車をかけ、税収の多寡による財政力の地域間格差は拡大し続けております。さらに、急速に進む少子高齢化はかつて経験したことがなく、辛うじて蓄えている基金の取り崩し、まさに綱渡りの財政運営を強いられているのが現状であります。住民の行政に対するニーズは多種多様化しており、誤った選択を行うと過大な負の遺産を若い世代に残すこととなります。右肩上がりの経済の終えんは、ふえ続ける歳出をカバーし切れず、収支不足を拡大し続けるまま放置し、基金で調整ができなくなったとき財政が破綻することになり、これが具体的になった一面でもありました。私は、平成8年に市長に就任以来名寄市の発展と健全な財政運営を心がけてまいりました。しかし、現在の財政状況では市民に提供

するサービスのすべてを支え続けることは不可能で、基金に依存し続ける財政運営には当然限界が近いと、このように考えております。旧名寄市と旧風連町は、生き残りをかけて合併を選択をしました。しかし、合併しただけで財政が好転するというのではなくて、立ちどまるままでは山積する課題は解決をしないと、このように認識しております。新しい名寄の誕生に伴い、初心に戻って市民に提供するサービスのあり方、受益と負担の適正化、歳出の見直しなど、既成概念にとらわれないいわゆる挑戦者の志で大胆な発想の転換を行い、新名寄市行財政改革推進計画の進行管理と並行して着実に進めてまいりたいと考えております。

次に、地域自治区の創設についてのお尋ねがございました。名寄区域では町内会を中心にさまざまな活動が展開をされておりまして、それぞれの地域づくりに成果を上げているものと認識をして、それらの取り組みに対して敬意を表するところでございます。今後もこれからも町内会がまちづくりの中核的な役割を果たしていただけるようにと期待をしているところであります。

地域自治区という言葉では、行政が主導で地域づくりを進める印象を受けているのかもしれませんが、決してそのようなことを考えているわけではありません。現在も町内会、PTA、老人クラブなどさまざまな組織があり、それぞれが地域のために活動をしております。これらの活動を結びつけ、より大きな力として地域づくりをしていただくことから地域自治区の発想が生まれているわけでありまして。行政からは情報公開を原則に地域に役立つ情報を積極的にお知らせし、また地域から意見をいただくなどして行政と協働で地域の方々の視点でまちづくりを進めていきたいと考えております。

前段での財政の事情も申し上げましたけれども、多様な市民の皆さんの行政サービスにすべて税金で対応する時代は過ぎたわけでありまして、その中でどのような選択肢を住民とともにつくって合

意形成を図るかということでありまして。例えば現在各小学校区に安全安心会議がつくられております。町内会単位での組織になりますと、どうしても町内会のそれぞれの方針による活動ということになるわけでありまして、小学校区全体に束ねますと、それらの動きを一定の方向にまとめ、大きな効果が発揮できるのではないかと、このように考えているところでございます。先ほどの熊谷議員の質問にも東小学校の例を出しましたけれども、学校の登下校時における見守りや、あるいは地域における防犯活動、こうしたことは町内会個々の取り組みをさらに連携を強めることで地域全体の安全、安心な地域づくりをすることができると、このように考えているところでございます。

これからさまざまな計画作成やそれらの推進のために市民参加を願うことが多くなりますけれども、こうした地域全体で地域の活動をする仕組みをつくっていくと、このことが地域自治区というふうに御理解をいただければと思っているところであります。

次に、情報化の推進で、戸籍の電算化のお尋ねがございました。戸籍事務の電算化は、全国の戸籍事務市町村担当者が全国連戸籍事務協議会、このような組織があるわけでございますが、この組織を通じて法務省に働きかけをし、平成6年12月の法改正により導入が可能になりました。その後、平成18年12月31日までに全国市町村の約65.7%に当たる1,296自治体が供用開始をしております。道内においては、平成7年12月の上富良野町を最初に現在まで39市区町村、そのうち旭川管内6市町村が既に実施しており、新聞報道では士別市が平成20年度というふうに報道されております。名寄市も現在の取り組みで平成21年度に運用開始できると、このように考えているところであります。

戸籍事務の電算化は、戸籍事務処理の効率化を図るとともに個人情報保護に十分配慮しながら、戸籍専用コンピューターにより現在の戸籍、除か

れた戸籍、付票及び人口動態調査票等の戸籍関連事務をシステム化してまいります。しかし、戸籍事務は他の行政事務とは異なり、極めて特殊業務であることや、また市民のプライバシー確保を最大限に市民が必要としている記載事項等の証明を的確に対応する能力も要求されることから、担当職員の対応が求められているものです。

議員御指摘の町中に出先ということにつきましては、近い将来個人の認証等の仕組みも含めて公共施設やコンビニ等での自動交付機を活用しての証明書の交付ができるようになるというふうに考えておりますが、現在出先での戸籍事務処理には本人確認することなど個人情報の取り扱いに慎重を期す必要があり、職員配置の問題も出てくるわけでありまして、今名寄市において厳しい財政状況や社会情勢の変化を踏まえて事務事業の見直しや業務のアウトソーシングを行い、職員数についても組織の縮小に努めているという取り組みでありまして、現在の名寄庁舎、風連庁舎、智恵文支所以外の新たな戸籍事務の交付等については難しいのではないかと判断しております。

次に、病院の施設整備等についてのお尋ねがございました。現在の病院施設は、御承知のとおり平成4年に全面改築をし、既に15年を経過をいたしました。御指摘の西側の病院の出入り口の関連につきましては、平成13年にも御質問をいただいているところであります。現在車両による給食材料、あるいは寝具、医療用具、廃棄物収集等乗り入れがあるわけがございまして、これらとあわせ亡くなった方の出口と申しましょうか、こちらにつきましても現在の施設の中でなかなか構想はあっても取り組めない実態にありました。現在救急の施設等も含めて病院の増改築計画を計画中でございます。これらの中で、救急専用玄関等の設置を見ているわけがございまして、これらの運用を病院の内部でもしっかり検討、協議を進めていきたいと考えております。

次に、上下水道の使用量等についてお尋ねがあ

りました。水道事業の運営は、地方公営企業法の適用を受けての独立採算制が原則でありまして、利用者の負担、いかに効率的な運営をするかということ等を常に追求をしなければならないと感じております。さらに、最も安全で安定した飲料水を市民に供給することが基本理念であります。安全対策としては、配水管の年数経過等で漏水防止対策、あるいは老朽管の更新の整備を計画的に実施し、あわせて未普及地域の整備を図っているものであります。近年のライフスタイルの変化等により使用量が減少しております。健全な財政運営を進めるために中期経営計画を策定し、職員の定数管理等をしっかりと進める中で経費の節減に努めてまいります。

上下水道料金の改定につきましては、合併協議に基づき統一することを前提とし、現在作業を進めており、ことし9月の定例会に提案をし、平成20年4月実施を目指しているところであります。

次に、大型店の出店についてお尋ねがございました。もう既に4名の代表質問にお答えをしております。大型店の問題につきましては、これからの子供の代、孫の代までを考えた議論をさせていただいているところであります。こうした時代に悔いが残らない、誤りない対応をしっかりと議論をさせていただいていると認識をしております。御指摘の大型店の出店に対する市民に対する説明等について不十分でないかという御指摘がありました。私どもも率直にこの点については反省をしております。昨年の一連のまちづくり3法の改正以降の動きの中で、商工会議所から名寄市としての新たな規制についての提言等をいただいております。それらの中で、7月の北海道が示したガイドライン、あるいはその後の動き等も含めてポスフルが昨年の12月に出店の表明をされて、私どもは周辺の市町村も含めてこれらの出店の表明にどのような対応をすることが望ましいのかと、こういうことを含めての協議を続けて、議会にも、あるいは市民にもいろいろな意見をいただい

るところであります。将来のまちづくりに十分これらの議論を参酌をして対処していきたいと、こんなふうに考えているところであります。

なお、建設にかかわる条例制定の提案につきましては、都市計画の今決定の調整を含めた公聴会等の日程を設定しております。それらを含めてしっかりとした内部協議を含めた上での議会に対する協議をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、私からの答弁にさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 私からは、大項目2、平成19年度教育行政執行方針についてお答え申し上げます。

まず初めに、(1)、朝読書についてであります。読書は子供たちの創造力、表現力を豊かにし、人間性を高めるなど生きる力をはぐくむための重要な要素であるとともに、ただいまお話がございましたように学力の向上とかコミュニケーション能力の向上にもつながるものであることから、これまでも教育推進の重要な柱として位置づけ、各学校に家庭学習の定着化と読書の励行について周知を図ってまいりました。各学校では特に朝の読書活動に重点を置き、通常の始業前の10分から15分程度、子供たちの自主的な読書活動を進めております。例えば智恵文小学校では自分たちの読んだ本を紹介し、感想を述べ合うブックトーク集会の開催、名寄東小学校ではコミュニティーカレッジ図書部の皆様の協力のもと昼休みに低学年を対象とした読み聞かせ会を実施しておりますし、風連中央小学校では朝読書強化月間を設け、学校を挙げて読書を行うなど、それぞれの学校で特色ある活動を進めております。これらの取り組みの成果としましては、休み時間に読書をする子供たちがふえるなど子供たちの読書意欲の高まりが感じられますし、子供たちとの読書を話題にする機会がふえたこと、そして何よりも始業時に静かで落ちついた時間が生まれたことで、ホームル

ームや1時間目への移行がスムーズに行われるようになったことなどが挙げられます。

ただいまお話のありました朝の対応につきましては、各学校とも登校時間の30分前までには教室をあけておりますが、御提言の趣旨を踏まえ、今後とも遺漏のないように継続してまいります。あわせて子供たちの自主的な取り組みを積極的に支援するとともに、読書活動を通じて基礎、基本の充実に一層努めてまいりたいと考えております。

次に、命を大切にする心、思いやりの心を育成するためには具体的に何をされているのか。また、いじめへの取り組みについてのお尋ねがございました。命を大切にし、他を思いやる心や美しいものに感動する心、正義感や公正さを重んじる心など、豊かな心をはぐくむことは学校、家庭を問わず教育の営みにおいて最も大切なことであります。特に昨今の社会環境の急激な変化は、子供たちの生活のあり方にも大きな変容をもたらし、幼児期からの心の成長にさまざまな影響を与えております。また、これまでの過度の受験勉強などのために多感な時期に自己を見詰め、人間としてのあり方、生き方を考える機会を見失いがちになったその反省から、子供たちにゆとりを与え、豊かな人間性など生きる力をはぐくむことが今強く求められております。このことから、各学校におきましては日常的な道徳指導はもとより発達段階に応じて均衡のとれた心の成長を遂げることができるよう、総合的な学習の時間などにおいて自然体験や生活体験、社会体験の機会の拡充を図り、豊かな心を培うことに努めております。一例を申し上げますと、名寄東中学校における全校生徒が学ぶ命の授業への取り組み、また各学校の農業体験活動を通じての生産者の苦労や収穫の喜びを体得すること、ボランティア活動を通じて今日の社会を築き上げてきたお年寄りへの感謝の気持ちや思いやりの心を育てることなどなどであります。

今後とも名寄の恵まれた自然やすぐれた人材を活用し、教育効果をより一層高めるとともに家庭、

地域社会と十分に連携を図り、相互に補完しつつ不易なるもの、いわば社会生活を営む上で必要な基礎、基本など、時代を超えても変わらない大切な事柄を身につけさせるとともに、急激な社会の変化に対応できる資質や能力の育成を図ることなどに努めてまいりたいと考えております。

また、いじめにつきましても、昨年以來滝川市など全国各地でいじめやいじめを苦にした自殺等が多数発生し、大変心痛む思いをいたしているところでございます。名寄市教育委員会といたしましては、これまでもいじめはあるとの認識のもと未然に防ぎ、深刻化させない取り組みとして、各学校に対し日ごろから教育相談活動の充実や学級指導を通して実態の把握に努めること、また教職員の危機意識を喚起し、早期発見、早期対応の充実を図ること、保護者や関係機関との連携に努めるよう指導してきたところであります。新年度におきましても名寄市学校教育推進の重点にいじめ解決について明記し、教職員全員がいじめにかかわるなど組織的な対応に努めることとしております。

次に、特別支援教育の推進と教育相談活動についてお答え申し上げます。特別支援教育の現状と課題などにつきましては、さきの木戸口議員、熊谷議員の御質問にお答えしたところでありますが、ただいまお尋ねのありました専門家チーム及び巡回相談員の単独で選任の件についてお答え申し上げます。御案内のとおり特別支援教育における専門家チームや巡回相談員の役割は、一つにはLD、ADHD、高機能自閉症等であるか否かの判断、二つには児童生徒の発達状況や教育的な対応についての意見を示し、学校が児童生徒への適切な対応が可能となるよう支援することにあります。したがいまして、教育、医療、保健、福祉等の関係機関における高度な知識を有する専門家によって構成されますので、上川管内では教育局が設置する広域の管内特別支援専門家チームがありますが、名寄市と旭川市を除く他の市町村につきまし

ては人材の確保が難しく、単独で設置をしている市町村はありません。当市では教育機関や保健医療機関に恵まれており、市立大学や短期大学、市立総合病院、さらには名寄保健所や近接する美深高等養護学校などの専門的知識を有する人材により名寄市独自で専門家チーム等を設置し、その任に当たっていただいているところであります。今後ともこれらの方々や関係機関の御理解と御協力のもと、本事業の一層の推進に当たってまいりたいと考えております。

また、教育相談活動につきましては、名寄市教育委員会では子供の悩みをいち早く見つけ、いち早く対応できるよう子供電話相談ハートダイヤルを開設しておりますが、近年は予想を上回る相談件数があることから、新年度に向けて相談員1名の増員経費を計上し、子供が抱える問題に素早く対応できるよう相談体制を強化してまいります。また、御案内のとおり市内三つの中学校に配置しております心の教室相談員につきましても新年度からは毎日派遣という形で、いつでも心の悩みを相談できる体制を構築してまいりたいと、このように考えております。

次に、食育の大切さについてお尋ねがございました。御案内のとおり食育基本法が施行され、学校における食に関する指導、推進の役割を担う栄養教諭制度が学校教育法の一部改正で平成17年4月1日に施行されました。道教委では栄養教諭の導入に当たっては、単独調理方式の学校や共同調理場に配置している道費負担の栄養職員の任用を基本とし、市町村教育委員会や学校の意向など条件整備が整い次第順次配置していく方針で、平成19年4月1日には栄養教諭として100名近くの発令を予定しているとのこととあります。

栄養教諭の職務内容では、地域や学校の状況に応じた食に関する指導と学校給食の管理を行うことなどが求められております。また、移行の際は近隣の受配校へ配置され、学校籍として発令を受けることとなっており、学校給食センターは兼務

発令となります。現在名寄市及び風連学校給食センター合わせて2名の正規の栄養職員が配置されておりますが、昨年栄養教諭免許状取得のための免許法認定講習を終え、栄養教諭としての資格を得ております。

名寄市教育委員会といたしましては、新年度において名寄市学校給食センター運営委員会の中に検討委員会を設置し、任用に関する具体的な取り組みを協議してまいりたいと、このように考えております。

私からは以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 猿谷議員。

○12番（猿谷繁明議員） ただいまは島市長、そして藤原教育長、2人から御答弁をいただきました。再質問の時間はたっぷりありますので、させていただきますと思います。

まず、ブランド化についてであります。私は、このブランド化というのは、辞書でちょっと調べてみましたら、ブランドというのはもともとは焼き印ということで、商標、銘柄をいうと書いてありました。ある特定の商標を売り込んで、他の競合商品との差別化を図って、より有利な地位を築こうとする戦略であるということでもあります。このことから、地場産品の商標、つまりネーミングをして差別化を図る、このことは商標登録という一つの制度がありまして、これらは不可欠であろうと思いますし、まさにこれらは知的所有権とも言われているわけであります。

明日晴れると漢字で書きまして、ある人はこれをアスパラと読んだらいいのではないかという案がありました。なるほど名寄産のアスパラを漢字で書くのは、明日晴、何と希望のあるネーミングでないかなと私は思ったわけであります。一方、あるテレビを見ていますと、あした照らす、あす照らす、片仮名で書いてアステラス製薬という会社が、薬屋さんがありまして、これも一つの商標登録といいますか、会社のネーミングでありますから、なるほどな、いろんなアイデアでもってネ

ーミングの価値といいますか、商品の価値がそれぞれ問われるのだなと思いました。また、あるときのある男の話でありますけれども、こんな名前を考えたのだよという話でありました。どんな名前と聞きますと、福の神というネーミングでありました。商標登録を彼はとったわけでありまして、皆さんは一体福の神というのはどんな商品につく名前かちょっとお考えをいただきたいと思います。その人は、その名前を王子製紙に持っていったわけでありまして、おのずとわかると思いますが、トイレットペーパーの名前にぜひ勧めたいということで、そのネーミングの商標をとったわけでありまして、さてその後王子製紙がそのネーミングを買ったか買わないかはわかりませんが、そんなことでありまして、商標、ネーミング、そしてブランド化というのは何と大事なことなのだろうと私は常々そう思っております。

例えば1年間汗水流して働いて、農家の方がアスパラですとかカボチャですとかジャガイモですとか生産いたします。でも、それを箱詰めして地方発送しますと1日で道内着きます。中1日で本州には着きますけれども、運賃の方が高いわけがあります。半年手塩にかけて育てたその農業生産物、それらは1日だけの流通の方が値段が高いということは私は何と矛盾しているのではないかなと。中身がそれだけの価値のあるもの、それこそ付加価値をつけると、運賃よりもその中身の方が価値を持っていければなど、私はそう思っている一人であります。ブランド化、そして差別化、そのものの付加価値をどうしてつけたらいいのか、これは今市長もおっしゃったようにそれぞれの条例ですとか制度ですとかいろんなことを活用して、その支援対策を市は持っているわけでありまして、生産者、そしてそれを加工する者、それらが英知を絞って研究する価値があらうかと思えます。名寄もいろんな産物で特産品をつくりました。でも、やっぱり最初自然条件、そして1から五つまで、最後の情熱、そしてそれをルートまで先ほど

市長が述べられました。ましてや消費者の支持というか、それは大事なことだと思いますけれども、いま一度皆さんの英知を本当に絞っていただいて、新たな付加価値のある地場産品を開発する必要、そしてそれをもって名寄をいっぱい売り込んでいただきたい、そう強く念願するし、携わる人たちもそれぞれの立場で、異業種交流という新しい考えもあるかと思しますので、ぜひとも進めていただきたいと思えます。

さて、平成8年市長に就任以来、今回の合併をもって新しい名寄市が創造されたわけでありました。そのときに島市長の挑戦者の志というのを感じました。だれしもが初心を忘れかけるときでありましたから、さすが島市長だなと思ったわけでありました。先ほど申し上げましたように行政のプロフェッショナルである島市長だからこそ、この合併によって新市長になって初心に戻って挑戦者の志と、これを掲げて、大胆な発想の転換をとということであります。昨日も述べられましたように負の遺産を後世に残さないという大きな決意であります。私も身の震える思いをいたしているところであります。

さて、地域自治区の創設については、町内会はこれまでも長い歴史の中でそれぞれの役割を担ってきているのは確かでありますし、市長も申し述べられたように敬意を表するというであります。私も今説明を聞きまして、なるほど、この自治区の創設については新たなお考えだということで、今までも行政主導かなと思っていただけでありますけれども、これはひょっとしたら違うのではないかなと。多様な住民の要望といいますか、それらをまさに自分たちでできることは自分たちでしようという、そういう一つの意識づけ、自発的な意識づけ、これがモデル地区と言われている東小学校の学区に見られる今までのさまざまな文化活動、それから地域の安全、安心活動等々の事例を今私も思い起こすと、まさにそのとおりなのだと思っております。今後ともこれらの自治区の

考え方、これらについては継続しながら、市民と、そしてそれらのコンセンサスをぜひとも大事にしていって構築をすべきだなと、そう支持をするところでもあります。ひとつこの辺についてはお進めをいただきたいと思えます。

さて、難しかったわけでありまして戸籍の電算化で大変便利になると私は思いました。今まさに大事なのは個人情報、これを大切にすることなのだなど。中でも戸籍ということは専門の知識を持った職員の方々が懇切丁寧に、何のためにこの戸籍が必要なのですか、パスポートとるためですか、御夫婦で海外旅行されるときにパスポートとるというのは戸籍は1通でいいのですよ、そういうことを現場で指導する、その専門家がやっぱり1通ずつとる必要はない、それは夫婦だったら1通でいいということもこの間お聞きしました。なるほど、こういう大事なことをやっぱり伝えるのも専門の知識を持った職員の方なのだなど思いました。私は、印鑑証明ですとか住民票等々は、それぞれ便利になって出先でもとれると思いますけれども、戸籍については今市長のおっしゃったとおりだと思いますけれども、ぜひとも住民サービスということから、先ほど大型店対策の一つの働きでないだろうかとお聞きしましたけれども、専門の職員をやっぱりどこかに配置するなり、はなから人件費を削減するために職員を今減らすためにそういうのできないよというのでなくて、なるほどそういうことも新たなまちづくりの中でも考えてみるというような御答弁を賜りたかったわけでありまして、再度これについてお願いを申し上げたいと思えます。

さて、市立病院のことについて再度質問させていただきます。平成4年に新しく病院が建って、地域の医療としての救急救命のための位置づけがきちりされている。特に最新の医療機器、そして最新の研究者、先生方の御努力によって高い評価を受けているわけでありまして、でも素人の私は思うのでありますけれども、裏口といいますか、

あそこは決してきれいではないと素人の私は思います。それは、きょうも確認のために市立病院の西側の8号道路を通ってきたわけでありすけれども、せっかくの公園をつぶして今駐車場にされています。私の車もあそこに駐車をしていました。しかし、西側の歩道の上に今でも職員の車が、1台ではないのです。6台ぐらい、ナンバーを控えようと思ったのですけれども、そういうこともしたくなかったのでありますけれども、歩道の上に乗っかって、通行には支障はないと思いますけれども、私は歩道は駐車場ではないという認識をしておりますので、それらが見受けられます。そこで、表はきれいだ、だけれども裏は何やってもいいということではないと私は思うのであります。実際にあそこの職員等々を監督指導しているのはだれなのですか。お伺いをしたいと思います。本当はあそこの公園は、私は駐車場にしたくなかったわけでありすけれども、冬の雪、そして周りに込む迷惑駐車をやめようとして、今たまたま冬の間だけ駐車場にしてあります。そこにはなぜとめないのか。非番だから、自分の仕事忙しいから後ろにとめて、そんなことで本当にいいのかな、ちょっと疑問に思いました。御回答をお願いを申し上げます。

水道水ですが、下水道料金に関する改定は1年かけてということで、9月の議会、そして平成20年4月には新しい料金改定でということで御説明を賜りました。そのときにはやっぱりデータをきっちりそろえて、みんなが納得できる、そのようにぜひともしていただければなど。下水道料金についてもまさに同じであります。私は、風連と合併したから、どちらか安い方に統一した方がいいなど、そう素人的には思うのでありますけれども、納得できる説明を今後とも市民に対してしていく必要があるのではないかなと思いますので、お願いを申し上げます。

さて、大型店対策であります。新聞紙上では連日この問題で市民からの御意見が掲載されていま

した。青年会議所の理事長だけが堂々と自分の名前を挙げての発表がありました。あとは一市民だとか、匿名だとかというお手紙や意見の開陳であろうかと思えます。私は、たとえ立派な意見でも、手紙もいただきますけれども、残念ながら匿名の方には反論しないことにしています。言いつ放しで、責任の所在がはっきり、だれにそれでは答えていかかわからないわけでありまして、みずから名前を告げない、言えない相手は信用しないことにしております。これは、マスコミにもある意味ではその責任があるのかなと思えますが、市長のお考えがもしありましたらお聞かせをいただきたく思えます。

さて、教育執行方針についてそれぞれ痛いほど御説明をいただきました。本当に現場では御苦労されているのだなど。実例を挙げての朝読書をしている学校も数々紹介をいただきました。習慣づけというのは大事でありまして、これはもう一生身につくと言われております。ぜひともこれについては継続して取り組まれますように教育委員会としても励ましていただきたいなと思えます。

さて、いじめについての問題でありますけれども、この2月に文科省、それから生徒指導研究センターが発行しましたいじめ問題に関する取り組み事例集というのがあるかと思えます。インターネットで見ましたら、百数十ページの相当中身の濃い事例集でありまして、その中ではいじめにより児童生徒がみずからその命を絶つという痛ましい事件、これが相次いで発生しているよ、極めて遺憾なことであります。生徒みずからが自分の命を絶つということは、理由のいかに問わずあってはいけないことであります。大変深刻なことである。いじめは絶対に許されないという観点からの指導を行うことが必要とあります。これは、2月に発行されておりますから、目を通されたこともあろうかと思えます。表紙はこのような本であると思えますけれども、中身見ますと本当にいい事例というか、解決の方法、これはきめ細かく

載っておりますので、このことをかんがみましても教育委員会として早速早急に取り組みたいと思っています。

あるお母さんが見えられまして、ぜひともお話を聞いてくださいということでありました。自分の子供がちょっといじめに遭っているということでありました。学校にも相談し、教育委員会にもこの問題で御相談に行ったわけでありすけれども、担当の方から半年たてばもう卒業なのだから、我慢なさいというお話だったそうであります。これは事実かどうか、まず確認をしたいと思いません。

そういうことで、根本的な解決をするためには教育委員会はもちろん家庭と地域社会含めてでありますけれども、全市民総力を挙げていじめは許さないよ、かたい意思を表示するというか、決意するのだという必要があると私は考えますが、いじめの早期発見、早期対応ということが加害者や被害者を出さないで済むことになると思います。再度この取り組みについて本当にかげがえのない命を守るためにもその決意をお聞かせいただきたいと思いません。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 何点か再質問をいただきました。特に名寄が生産をする地域の農畜産物のブランド化についていろいろな観点でのお話をいただきました。私どものまちの歴史を振り返っても、みそであるとかしょうゆであるとか、あるいはお酒、地場産で商品化をして、道内にマーケットを広げる、そのような取り組みがありますし、現在なおれんが等も含めてそのような地域の特性を生かした商品の流通が見られるわけでございます。行政的には三十数年前に生薬を生かしたまちづくりということで取り組みをいたしました。これは、公社をつくって取り組んだわけですが、残念ながらうまくいかなかったという反省を持っております。

現在いろいろな取り組みをしておりまして、近

年ではしょうちゅうの商標登録をさせていただき、あるいは昨年はウルチ米、風連産のウルチ米のネーミング募集を市内の皆さんに問いかけをいたしまして、小学生の女性の方だったのですが、こめごろという商品名をつけていただいたと。これからこの商品名を使って、販路を広げていこうということで、関係者も努力をしている最中でございます。また、アスパラの根の部分と申しましょうか、商品に出荷をしても切り落とす部分があるわけでございまして、これをパウダーにして商品化しようということで、関係者の皆さんにいろいろと知恵を絞っていただいて、ことしはそれらの材料を使った試食会等もありました。とりあえずアスパラパウダーの商標登録はやっておこうと、こういう取り組みもしているところでございます。

お話がありましたようにいろいろな取り組みの中で、特にこれからの消費生活の中で消費者が求めるものに対してしっかりと安全、安心のこの地域の食べ物、食材を情報を発信をしていくということに一層の心がけをしていかなければならぬなと。

先日テレビを見ておりましたら、ヨーロッパのスーパーでの例でございましたけれども、この商品は生産地から、何キロ離れたところから運んでいますと、こういうような表示をしているのをちょっと見かけました。これは、搬送にそれだけエネルギーを使っていると。こういうことがこれからの地球、限られた資源をこの市民の消費者レベルでもどこからの商品であっても安ければいいのだと、そういう発想の消費生活ではだめなのだということを教えているのだと思います。そういうことも含めて、これからの賢いと申しましょうか、消費者の皆さんに地産地消も含めてしっかりと取り組みをしてまいりたいと、こんなふうを考えているところであります。

昨年の合併を機に選挙があった際の私の基本的な考え方等についての評価をいただきました。これらの考えを消えないようにしっかりとやってい

きたいと、こんなふうを考えているところがございます。

地域の自治区につきましては、風連では合併特例区ということで今それぞれの取り組んできている歴史と申しましょうか、そのことを大事にしながら新しい制度に5年間で移行しようという取り組みがあります。地域の公民館のくくりと申しましょうか、地域の伝統文化も含めて、あるいはイベントも含めてしっかりとやっておられるわけでございます、こういうことも大事にしていかなければならないと思っております。また、智恵文地区、中名寄地区、例えば小学校のある農村地区では学校行事等を通じて地域全体が一体となったコミュニケーションの場というものを設けております。私は、このような地域を思う心、あるいは交流を深める心というのが高齢社会の中ではより一層チャンスづくりをしかけていかなばならぬと。住民みずからという部分もありますけれども、モデル的にそういうものを広めていくことで地域で安全、安心な生活ができる基盤を、ネットワークをつくっていくと、こういうふうはこの地域自治区では挑戦をしていきたいと考えているところであります。

戸籍の電算化等について、これから個人の認証に対するいろいろな仕組みというものが出てくるというふうに思っております。そういうことと並行して、市民の皆さんがどこでもいつでもというようなことも仕組みづくりとしては出てくるのではないかと、こんなふうを考えております。中心市街地の活性化の中では、そういうサービスコーナーを町中にと、こういうことを提言を受けて久しいわけでありましてけれども、改めて中心市街地の活性化の協議の中でそのような公共のサービスをどう配置するのがいいのかと。大学の学生と総合計画の策定をめぐって懇談をした経過がありました。名寄市以外の出身者の方ばかりでございましたけれども、やはり町中に学生の活動の拠点を設置できないかと、こういうような学生の意見も

ありました。これは、商店街の中で空き店舗等があるわけですが、そういう利活用も含めて積極的に商業者の面からも提案をいただければと、こんなふうにも思うところがございます。

市立総合病院の関係で、特に西側の歩道の指摘がありました。私も記憶を持っておりますけれども、歩道と病院敷地の中に1両ずつとめられる空地があるわけでございます。ここに車をとめていると。これは、病院の方では職員に車両の駐車場の指定をしていると思っております。歩道の通行に支障があるような形でもしとまってしまうとすれば、しっかり指導したいと、こんなふうに思っています。病院の管理につきましては、当然設置者は私でございます、管理は院長ということになりますが、実際に院長が全部をということになりませんから、事務局が率先をしてそうした周辺の管理も含めて徹底をするように指導していきたいと、こんなふうに思っております。

上下水道料金の改定につきましては、当然前段申し上げましたようにむだを省いて、しかも中長期的に一定のスパンの料金体系というものを考えていかなばならないと、こんなふうに思っております。今までの旧名寄市の経験では、4年程度一度料金を決めますとその料金については変更しないで市民の皆さんに理解を得る、そのような提案をしていきたいと、そんなふうを考えております。

次に、近年ホームページ等に対する書き込みですとか、あるいは今回の大型店については地元紙に対する市民の皆さん、あるいは名寄市民以外の周辺の商業者というような、あるいは消費者というような形での投稿等が報道されております。私は、いろんな考え方、多様な考え方があるなというふうに見させていただいております。私にも直接投書等が来る場合があります。匿名で来る場合には、議員御指摘のように返事の出しようがありません。ですから、これは、匿名でいただいた投書等については職員にしっかりと担当を通じて周知はいたしますけれども、返事の対応はしており

ません。氏名をしっかりと挙げて投書があったものについては回答を差し上げていますと、こういうことでございまして、いろいろな事情があって氏名を出せないということもあるのかもしれませんが。しかし、無責任な表現がされるということも間々あるわけございまして、こういうことについては市民の良識といいますか、そういったことはしっかりとこれから呼びかけていきたいものだと、こんなふうに思っているところございます。

商工会議所のホームページ等を見ておりますと、今はホームページでインターネット上の架空の名前と申しましょうか、そういうのが出ておまして、年齢も性別も全くわかりません。せめてペン書きですとか、投書はボールペンで書いたりしますとおよその判定といいますか、これは男性なのか、女性なのか、子供なのか、高齢者なのかというのは字の書き方等で判定できることがあります。インターネット上に書かせるのは全くそのところは味もそっけもないなというふうに受けとめております。

以上であります。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） ただいまいじめにかかわりまして名寄市の中でもいじめの対応にかかわって我慢しなさいというような、そういう事例があったのではないかというお話でございました。学校変更について申し出があった場合につきましては、教育委員会も学校並びに保護者ときちんとお話を聞く、そういう体制を整えております。また、あわせて学校での教育相談とか、あるいは心の教室相談員、このタイアップをしっかりと図って、小学校に配置されていませんので、教育相談が主体になります。それから、社会教育施設ではハートダイヤルとか、その他の相談機関もあるわけございまして、こういうところとも連携をこれまでもしっかりとやってまいりました。

そういう中で一つ数字を申し上げますと、区域外就学、言ってみれば転校です。転校というか、

本来の学校に入らないという区域外就学とか、それから特認校制度などで平成17年度申し出があったのは小学校で10件、中学校で3件ございました。しかし、小学校の10件はすべて認めております。それから、中学校は1件だけ学校と保護者が話し合いの結果取り下げたケースがございました。これは、本人の申し出を学校や保護者がいろいろ検討した結果、転校しない方がいいねということで取り下げた例は中学校で1件ございました。それから、平成18年度は区域外の就学については小学校で17件、これは2月末現在であります。小学校で17件、中学校で1件ございましたが、全部認めております。それから、特認校制度に申し出があった5名についてもすべて認めているということでございますので、そこでとどめたということはないかなと思います。ただ、その言葉のやりとりがどこかで半年だから我慢しなさいと言われたかどうかについては、私どもは確認はとれておりません。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 猿谷議員。

○12番（猿谷繁明議員） 御答弁をいただきました。今教育長がお話しになりましたことで確認をしたかったわけでありましてけれども、御担当された指導の立場からは半年たてば卒業するのだから、我慢しなさいとお母さんと言われて、でも中名寄小学校に転校したということでありました。転校して本当によかったわとおっしゃるわけあります。子供が生き生き伸び伸びと学校に楽しく通えるようになったということでありまして、本当によかったなと思ったわけでありましてけれども、卒業するとまた同じ中学校に来るわけでありまして。本当に悩んでおりました。根本的な解決でなく、転校させればいいという安易なことではなくて、いじめの原因をなくする、そして中名寄小学校に行って、半年間卒業するまで楽しく生活できたよと。でも、また中学行くときにはもとに子供たちと一緒にありますから、それは根本的な解

決ではないのではないかな、私はそう思いました。そのお母さんは、父親の勤務先が旭川に変わったらしく、子供も旭川に連れていくという話であります。何と残念なことかなと、そう思わざるを得ないのであります。一体そういう場合はどうしたらいいのかなと。勇気を持ってその親御さんは学校に相談に行き、親身になって相談してくれるかな、でも転校手続をとって、小さい小学校に行ったら本当に生き生きしていた。卒業した後また中学校ではという先を考えて、新たな名寄でない学校を再度選ばざるを得ない。その解決方法について教育長御自身もしこうしたらいいよというアドバイスありましたら教えていただきたいなと、そう思います。ここが解決さえできれば、この名寄の教育力といいますか、チームワークといいますか、地域も一緒になっていじめのない環境ができるのだということに私はつながって、文教都市名寄の位置づけというのできるのだなと、そう思います。この解決なくしていじめ問題を語る資格はないと私は思うのでありますけれども、御見解をお願いします。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） ただいまいじめについてのお話がありました。いじめというのは、大変複雑な要因が絡み合っているわけでございます。きのうお話し申し上げましたが、道教委が調査いたしました今いじめられているという緊急度の高い概数の中間発表がございましたが、その中でもそういう訴えをした子供には小学校、しかも低学年が非常に多いのでございます。しかし、実際に今さまざまな事件が起きているのは高学年、中学、そして高校であります。こういうところにいじめをする側とされる側というのでしょうか、こういう言い方がいいかどうかわかりませんが、こういうのに非常に大きなまた違いもある。言ってみればいじめのとらえ方も随分さまざまな角度から考えられる。そして、保護者から得たアンケートについては、滝川の例をお話し申し上げましたが、

これでもやはり子供から聞いた段階でいじめた側といじめられたという経験とは随分大きな開きがある。こんなこともございまして、このいじめを撲滅するに当たってはやはり私たち教育委員会としても、これまでも努めてまいりましたが、今議員お話しのとおりには腰を据えてかかっていかなければ簡単にいかない、こういう意識は持っているのでございます。ですから、そういう意味で新たに学校教育の推進の重点にいじめというのをしっかり入れたというのはそういう願いも込めてあります。あえて誤解を恐れずに言いますと、いじめの中にも本当に1回だけでよくある子供たちのいたずらもいっぱい含まれております。それから、命にかかわるような、そういう深刻な、特に中学校から高学年に至るそういういじめも含まれておりまして、これらを学校がどういうふう整理し、そしてどういう形で子供たちに接していくのか。大変な深刻な問題からちょっとしたいたずらまで同じには学校で指導することはできません。親にとってもそうであります。そういうことを少し名寄としても整理しながら考えていかなければならない、このことが1点でございます。

それから、もう一点は、そういう中で子供たちの生き方は実はさまざまでございます。先ほどちょっと中学校の1件の相談して取り下げた件を申し上げました。その内容を余り詳しく申し上げますとプライバシーにかかわるのでありますが、実は友達が隣の学校にたくさんいるので、転校したいということだったのであります。それも最初の申し入れは私はいじめられていると、こういう申し出でございました、だから転校したい。それで、親と学校とでよく話し合っ、本人も交えて聞いてみたら、実はそういう嫌な思いもちょっとあったけれども、本当は友達が隣の学校に多くいるので、そっち行けばいいという思いで希望したということでもございました。そういうケースで一つだけ転校しなかった例があったわけでもございます。しかし、その根っこが深いものであればやはりそ

の学校の体質を変えることとあわせて子供たちの行く居場所をつくらなければなりません。そういう意味では、名寄では特認校制度の中で中学校もその制度を適用してございます。ですから、もし中学校でもそういう集団の中で不適応が起きた場合は特認校制度で、名前を挙げますと智恵文中学校でございまして、今智恵文中学校にも特認校制度で何名も子供たち行っておりますが、生き生きと学習しているということから、そういう制度もしっかりとこれからも確保していかなければならない、こう考えているところです。

○議長（田中之繁議員） 猿谷議員。

○12番（猿谷繁明議員） 一つは、救いの場と申しますか、あるよというお話も今聞かせていただいて、安心をしたところであります。

先ほどの市立病院の裏口の環境問題については理解をいたします。ただ、時間差をとる、納入業者が例えば給食の食材を運ぶあれは朝8時ぐらいまでですから、その時間をちゃんと守る。その後9時ごろからは掃除するとか、いろんな時間差であの環境は守れると思えますし、葬儀屋さんが…そういう場合は先ほど言った救急の入り口、それを活用するとか、そういうことで私はある意味で解決はできるのだなと思えます。

駐車場の件は、歩道のスペースはそういう余裕を持ったあれだということで理解をいたしましたので、もし不愉快な思いをさせましたら申しわけございません、本当に。そういうことであります。

今いじめのこと等々で教育長の御答弁を賜りました。まさに子供は地域の宝でありまして、私は孫が3人いまして、目に入れたら痛いのでありますけれども、目に入れて痛くないのは写真とビデオ、それは痛くないわけでありまして、ぜひ子供のためにも、子供たちは宝物であります。その宝物を大事に育てるためにも教育という一つの大事なポジションを市民と一緒に守っていききたいなと思ひまして、清風クラブの代表質問を終わります。

○議長（田中之繁議員） 以上で猿谷繁明議員の質問を終わります。

14時45分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時45分

○議長（田中之繁議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

代表質問に引き続き一般質問を行います。

市民の暮らし支援の取り組みについて外5件を、齊藤晃議員。

○31番（齊藤 晃議員） 通告をしてあります第1点目の市民の暮らし支援についてからお尋ねをいたします。

既に私は12月議会で、国は景気回復が続き、いざなぎ景気を超えたと報道されているけれども、その実感は市民にはなく、逆に暮らしが厳しくなってきた、こういう声が多い、そういうふうには理解されるかお尋ねをしながら、だから市民の暮らし支援の施策を予算編成にぜひ反映されるようにと求めてきたところであります。このたび市長は、景気動向について地元金融機関の景況レポートによるとマイナス基調で推移し、厳しい状況が続いている、市政執行方針で述べられたわけでありまして、まず、そのレポートによる市民の暮らしをどのように判断されるのか伺いたいと思うわけでありまして。

新年度の施策において市民の暮らし政策、どのように取り組まれたか。また、逆に市民負担をどのように求めた施策を盛り込んだのか。12月議会でお尋ねをしました住宅リフォームは、1,000万円の事業でありまして、市民から、また業者の方からも喜びの声を寄せられているところであります。そのほかの市民に喜ばれる施策をこの際明らかにしていただきたいと思ひます。市民負担では国保税の引き上げ、加えて上下水道料金の値上げが示されたわけでありましてけれども、具体的にお知らせをいただきたいと思ひます。

次に、福祉の推進であります。名寄の高齢化率、65歳以上の市民が25%を超えて、4人に1人が65歳以上と、こういうことになってきたわけでありまして、何よりも地元で苦勞してきた多くの人たちだけに、元気に住んでいてよかったと言えるまち、温かい福祉の心が求められていると思うわけでありまして、きめ細かな取り組みが大切であり、その一翼を担っております社協との協力、協働は言うまでもないわけでありまして、まず、今年の福祉推進施策について、またさきに可決いたしました総合計画における福祉のまちづくりが載っているわけでありまして、この間どのように取り組んでいかれるのかお示しをいただきたいと思うわけでありまして。

次に、子供の医療費助成についてであります。この件は、特に少子化の中での子育て支援の一つとしてもお尋ねをしていきたいと思っております。既に医療費助成については、道の施策として取り組まれております。今少子化の中で子育て支援が大切だ、安心して産み育てることは若い世代にとって大きな励みになると、多くの自治体で多様な子育て支援を行っているわけでありまして。そこで、私は名寄市でも独自の支援策として、まず医療費の1割負担を年齢を決めてでも無料にする、また該当児、就学前までとなっておりますけれども、学童にまで引き上げるなどの子育て支援が必要と考えるわけでありまして、見解を伺いたいと思っております。

あわせて保育所入所についてであります。若い夫婦が安心して子育てを進めるために働かなければ暮らしが大変、それだけに保育所は大切であります。まず、入所の状況をお知らせいただきたい。また、保育料についてであります。市は以前国の2年おくれで保育料を決定しておいたわけでありまして、一定の細区分という形で対応しているわけでありまして、現状の保育料どのようにしているかお知らせをいただきたいと思っております。また、保育料の決定は前年度所得で決まるわけ

ありますけれども、事情があって職場が移った、そういうときに給与が大幅に下がるなど、現状に合わないのにもかかわらず保育料が決められると、こういうこともあるわけでありまして、果たしてこのままでよいのかどうか、対応を伺いたいと思うわけでありまして。

次に、市立病院の医師確保、特に12月議会でも質問しましたが、精神科医の4月からの見通しがどのように立ったのか。さきに答弁がありましたけれども、私も改めて経過を含めてお知らせをいただきたいと思うわけでありまして。

次に、発達障害支援の取り組みについてであります。平成16年12月に発達障害者支援法が制定されたところであります。この制度は、本当に新しい制度であります。そういう中でも名寄市での取り組みは既にマザーズホームからの歴史があるわけでありまして、まず現状の取り組み状況、通園児数、また12月議会で父母たちから出された請願が全会一致で採択された一部負担の助成はどのようになったのかお答えをいただきたいと思っております。

次に、特別支援教育についてであります。今年の4月から始まりますが、名寄は2年間のモデル事業を行って、全道の先進であります。まず、その成果について、また新年度の予想児童と各校の教員数、また従来の特設学級とのかかわりなど、療育センターの連携などもあわせてお答えをいただきたいと思っております。

次に、品目横断的経営対策についてであります。農家に五つの作物に限って国の補助金を交付する制度では日本の農業は守れない、私は考えております。まず、昨年秋の一つの申請でありました小麦の申請状況と新年度の申請見込みを全農家戸数のうち比率でひとつ示していただきたい。さらに、認定農家にならない小規模農家、高齢農家、加えて対象品目外の生産に励む農家の数などもこの際お知らせをいただき、それらについての対応をお示しをいただきたいと思うわけでありまして。

次に、ポスフル出店についてであります。既に私は、大型店の規制を緩めた国をしてまた規制をしなければならぬほど大型店の影響が市町村にあったということ、名寄市内の売り上げ360億円が16年あったそうですけれども、ここにポスフルは50億円の売り上げ目標を持って入ってくると。多くの人たちが名寄市に住み、そして住んでいてよかったと言えるまちづくりに向けて市民との協力が進んでいる中で、そういう願いに逆行するのではなかろうかと出店に反対を表明してきたところであります。このたび道庁に行きまして、大規模集客施設の立地に関するガイドラインについて、また出店を抑えるタイムリミットなどを協議させてもらってきたところであります。やはり担当者も早く建築制限条例をつくる必要だというふうな説明で私は強く痛感したところであります。そこで、スケジュールをどのように押さえて進めようとしているのかお知らせをいただきたいと思ひます。また、制限を1万平米としておりますけれども、やはりこれでは大き過ぎるわけでございまして、地方自治体の立場からももっと面積を制限をして、例えば旧大店舗法のように3,000平米などというのもあってもいいのではないかというふうに考えますけれども、お答えいただきたいと思ひます。

やはりこの問題については、市民合意が不可欠と思ひます。特に総合計画と対するものであるだけに、総合計画を市民に改めて理解され、まちづくりを考える市民との協力、協働の大きな理解を深めるチャンスというふうにとらえて、大きな住民理解を求める取り組みが必要であろうと思ひますし、そのために北海道での例えば小樽での大型店進出による実態、また帯広だったでしょうか、大型店の出店をとめた住民運動などなど全国で多様な形態に学び、それらをいち早く市民に提示し、ともに考え、納得のいくまちづくりを進めていくということが大事ではなかろうかと考えるわけでありまして、そのような取り組みを市

長を先頭に進めるべき、このように考えるわけでありまして、見解を伺いたいと思ひます。

以上でこの場からの質問を終わります。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） ただいま斉藤議員の方から大きな項目で5点にわたりましての御質問をいただきました。大きい項目の1点目の（1）につきましては私の方から、（2）、（3）、（4）につきましては福祉事務所長から、大きな項目の2点目につきましては病院事務部長から、大きい項目の3点目につきましては福祉事務所長から、大きい項目の4点目につきましては教育部長から、5点目の大きい項目は経済部長から、6点目につきましては建設水道部長からの答弁となりますので、よろしくお願ひをいたします。

最初に、新年度の施策についてお答えをさせていただきます。新年度予算案には高齢者の健康保持や生徒の心の相談体制充実、市立病院整備事業、地域包括支援センター運営事業、心の教室相談員配置事業など、また住宅リフォーム促進助成事業は住宅の改修工事にかかわる費用の一部を助成することにより、快適な住環境の創出と建設産業の振興、雇用の安定を図るべく主要事業として計上させていただきました。住宅リフォーム事業は、市民の潜在的な改修要望を掘り起こす起爆剤ととらえておりますので、3カ年の時限を原則と考えているところであります。

また、地方の景気が低迷する中、本市におきましても限られた財源を有効に使った行政運営を行わなければなりません。施策の中には、時代の経過により利用状況の変化で当初の目的を達成した事業はもとより他の施策に振りかえるなど、事務事業評価やローリングによって見直しを図ってきたところであります。また、新行財政改革推進計画の中にあります健全な財政運営を進めるために、受益者負担の適正化として上下水道の料金改定につきましても個別推進事項として取り上げているところでもあります。また、国保税の税率改正に

つきましては、開会日におきまして議案として提案をさせていただいております、この後の予算審査特別委員会に付託をされているところでございますので、そちらの委員会の中で議論をしていただければと考えているところでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 私からは、（２）の福祉の推進から（４）、保育所の入所についてと大きな項目３番目、発達支援の取り組みについて申し上げます。

まず、福祉の推進について申し上げます。高齢化が進む中、高齢者への施策は一層重要さが増してきております。高齢者の方々を健康状態から見ますと、比較的元気で自立できる方、虚弱的な方や介護が必要となる方などに分けられ、その分野、分野に応じた施策が必要であると考えております。比較的元気な方々には健康づくりや生きがいくくり活動などの施策を推進して、社会参加の促進を図ってまいりたいと考えております。また、虚弱な方々には地域包括支援センターが中心となって介護予防事業に取り組み、自立に向けた支援を行ってまいりたいと考えております。いずれもこれらの具体的な施策や介護保険サービス事業につきましては、第３期高齢者保健医療福祉計画、介護保険計画に基づいて推進をしてまいります。

現在も名寄市社会福祉協議会では合併に伴ったさまざまな課題の解消に努めている状況で、これといって新たな取り組みをするまでには至っていないというのが現状でございます。まずはそれぞれ行ってきた事業をどう全市的なものにしていくのかを検証しながら、真の合併に取り組んでいるところでございます。いずれにいたしましても、障害者を含めた社会福祉は行政だけでできるものではなく、社会福祉協議会を初め民生委員の方々と地域のボランティアの方々とともに市民と行政が協働し、福祉事業を推進してまいります。

また、福祉のまちづくり条例の考え方について

でございますけれども、新しい総合計画の中の基本目標の２、安心して健やかに暮らせるまちづくり、保健医療福祉分野の障害福祉の推進の主な事業計画の中で、前期に取り組む事業として福祉のまちづくり要綱（仮称）を掲げております。これは、障害のある人や高齢の方が普通に生活する上で障害となっている一つには建物や交通機関などで段差や狭隘などにより車いすの通行が妨げられる物理的バリア、二つには障害があることによって資格が制限されたり、入学試験や就職試験が受けられなくなったりする制度的なバリア、三つ目に手話通訳や文字情報などにより十分な情報を得ることができない文化、情報面でのバリア、四つには障害のある人を偏見の目で見たり、逆に哀れんだりして、平等で対等な交流を妨げる意識上のバリア、この四つのバリアを取り除き、すべての人の参加によるすべての人のための平等な社会を市民の皆さんと事業者、そして行政が手をとり合って進めていくような理念を定めていこうとするものであります。

一方、同じ基本目標の４、地域福祉の推進の中の基本事業でも福祉のまちづくりの推進を挙げておりますが、これはだれもが安心して暮らせるまち、いわゆる人に優しいまちづくりを目指そうとするもので、建築、道路、公園といったハード面の計画的整備はもちろんのことではありますが、ソフト面であるノーマライゼーションの考え方、生活の拠点である地域に根差して人々がともに手を携えて助け合い、だれもがその人らしい安心して充実した生活が送れるようなまちづくりが求められているところでございます。このため日々の生活課題をきめ細やかに明らかにし、市民みずからその解決に向けて活動する気持ちを醸成することを何よりも重要視した地域福祉計画の策定を目指し、計画の策定に当たっては策定に向かうプロセスから市民の主体的参加が不可欠とし、そのための体制づくりをするものであります。まずは現在必要な情報の収集に努めている段階でございま

す。地域福祉計画では、地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項、地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項、この三つを定めることが求められておりますが、さきにも述べました福祉のまちづくり要綱（仮称）とも共通する部分も数多くありますので、今後一つ一つ整理しながら、重複を避け、作成に取り組んでまいることになります。

しかし、もともとこの計画は策定のプロセスを重要視しながら、市民みずからが生活基盤である地域福祉での生活課題やそれに対応するサービスの現状、果たすべき役割などをみずからの問題として認識し、みずからがサービスのあり方に主体的にかかわりながら、サービスの担い手としても参加する意識の醸成が最重要視されるものでありますので、条例化につきましてはこれとかけ離れ、過程からくる結果として市民の皆様の機運が高まれば制定していくものと考えているところでございます。

なお、この要綱の策定に当たりましては、シンクタンク及び福祉の実践として名寄市立大学のスタッフが大変重要な位置を占めるものと考えておりますので、4年制大学の形を整えるのに合わせながら取り組んでまいり考えてございます。

次に、子供の医療費無料化の上乗せについてお答えをさせていただきます。現在名寄市が実施しております乳幼児医療給付事業につきましては北海道医療給付事業の一事業で、疾病にかかりやすく受診する機会が多い乳幼児を対象とし、その世帯の負担軽減と福祉の向上を図ろうとするものであります。北海道は、少子高齢化の進行や国の医療保険制度改正、福祉施策に対する応能負担の導入などを理由といたしまして、平成16年10月、対象年齢を入院、通院ともに就学前まで引き上げたところでございます。また、これと同時に原則1割負担の導入を実施し、現在に至っているところでございます。

議員御質問のとおり学童期につきましては、集団生活となることから風邪等にかかることも多く、その医療費負担は家計に影響することとなりますが、対象年齢の引き上げ等の拡大につきましては市の独自事業となり、現状の財政状況では極めて困難であると判断しているところでありますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、保育所入所についてお答えをさせていただきます。2月末現在の市立の保育所の入所状況につきましては、市立4保育所の定員280人に対しまして入所児童は287人、充足率は101.79%となっており、おのおの保育所の状況では中央保育所、東保育所の60人定員に対しまして中央保育所は60人、東保育所は59人、西保育所の70人定員に対しましては75人、南保育所90人に対しましては93人となっております。

国と市の保育料の比較につきましては、国の基準では3歳未満児と3歳以上児の年齢別に分け、さらに世帯の階層区分を7段階に分け定めておりますけれども、市では国の基準をもとにしつつ保護者負担の一部を軽減するために、独自に階層をAからDの7までの10階層としているところでございます。平成18年度におきましては合併初年度ということもありまして、また風連地区との保育料の差が大きいこともありまして、従前の区分を使用したところであります。最終的には国の基準をまず基本にはと考えておりますけれども、平成19年度部分につきましては定率減税等がございまして、適用する階層区分に変化があることから、保育料の変更は見送ることとしております。いずれにいたしましても、据置期間を経て、段階的調整を図りながら保育料を統一することにしておりますので、早目に考え方をお示しできるよう努力してまいります。

入所児童の保育料につきましては、入所申し込み時に前年の世帯の収入証明書を提出いただきまして決定をしております。前年に比べまして世帯の収入に著しい変動があり、生活困窮となった場

合につきましては担当窓口で御相談をお受けし、対応をさせていただきたいと考えております。

次に、大きな項目3番目の発達障害支援の取り組みについてでございます。自閉症などの広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）などの発達障害は、早期発見、早期支援が重要であることから、平成16年12月、発達障害者支援法が制定され、平成17年4月から施行され、必要な措置を講じることが国及び地方公共団体の責務とされました。名寄市においては、平成15年4月、児童デイサービスセンターの指定を受けている名寄市総合療育センターにおいて子供発達支援センターの機能を持ち、発達障害児支援に取り組んでおります。障害や発達におくれのある子供と家族に対しまして日常的な療育相談、指導などを行うことを目的に、早期発見のための1歳6カ月健診及び3歳児健診、保育所、幼稚園への訪問相談など、保健センターとも連携を図りながら進めているところでございます。こうした中から名寄市総合療育センターのもう一つの機能である児童デイサービスにつなげ、早期療育を図ろうとするものであります。児童デイサービスは、昨年の障害者自立支援法の施行に伴い、実務経験を積んだサービス管理責任者を配置いたしまして、個別支援計画の作成などよりきめ細やかな対応と専門性が求められています。そのため指導員は、各種専門研修の受講による専門性の向上、療育関係研修会による情報収集など、よりよい児童デイサービスを提供できるよう努めているところでございます。

また、利用者負担金につきましては、政令で定める額の一律1割負担となりましたが、平成19年度からは利用者負担の軽減を図るため一部助成をする予定でございます。

現在の通園児の内容別内訳を申し上げますと、肢体不自由1名、知的遅延9名、自閉的傾向14名、言語発達遅延4名、精神遅延7名、発達遅延18名、言葉のおくれ9名の合計62名となっております。

おります。個別、または集団による療育訓練を総合的かつ体系的に行うことにより、早期に障害のある療育的効果を高めるよう努めてまいります。また、今後特別支援教育での学校とのつながりをより重要と考え、連携を図ってまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 佐藤病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（佐藤健一君） 私からは、大きな項目の2、医師確保についてお答えを申し上げます。

精神科は、平成18年度は2名体制で診療をしてまいりました。1名は道の職員ということで、1年限りとなっております。この間院長や市長が精力的に道や3医育大学に出向いて地域の実情を訴え、医師の確保に取り組んできました。結果このほど関係各位の御努力によりまして、現在おられる先生が残っていただけるということになりまして、新年度も引き続いて固定医師1名と、それから長期の出張医1名で現在の体制で診療が行われることになりました。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 私の方からは、大項目4の特別支援教育についてお答えいたします。

特別支援教育の成果につきましては、代表質問においてもお答えしておりますが、平成17年度に地域指定を受け、モデル事業として実施以来2年間にわたりまして市内全小中学校における校内委員会やコーディネーターの設置を初めとして、コーディネーター連絡会議や専門家チーム会議、巡回相談などを開催し、推進体制の整備に努めてまいりました。文部科学省の調査では、個別に支援が必要とされる児童生徒は6.3%に上るとされておりますが、名寄市におきましても相当数の子供たちが支援を必要としており、昨年9月に市教委が独自に行いました実態調査では、教育的見地からの判断も含めまして児童生徒の4.1%が支援が必要との数値となっております。さらに、特別

支援教育制度への保護者の理解が進むことにより、支援を必要とする数が増してくるものと考えております。

平成19年度からは、特殊教育から特別支援教育へと転換が図られ、小中学校における名称も特別支援学級に変更となりますが、現在の障害種別の教室については当分の間現状を維持するものと考えられます。特別支援教育においては、校種間の連携が大切になってまいります。現在においても保育所、幼稚園と小学校など学校間の引き継ぎが行われ、きめ細やかな指導体制の構築に努めております。また、保護者の了解のもと名寄市療育センターにおける記録なども名寄市就学指導委員会において活用され、より望ましい就学への資料としております。

今後の特別支援教育においては、さらに各関係機関の積極的な連携を図り、地域支援ネットワークの一層の充実を目指してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 大きい項目の5番目、品目横断的経営安定対策についてお答えを申し上げます。

品目横断的経営安定対策につきましては、2月末現在本市における対象5品目の作付実績農家数につきましては609戸のうち447戸、割合にいたしますと73%が対象となり、面積では4,493ヘクタールのうち4,021ヘクタール、率にいたしますと90%が対象の見込みでございます。また、対象外農家の数はどのくらいかとお尋ねでございましたけれども、17年度のベースで申し上げますと農家戸数では840戸のうち5品目作付農家数につきましては先ほど申し上げました609戸でございます。したがって、対象外農家につきましては231戸というふうになるわけでございます。対象農家は、すべて認定農家の担い手でございまして、集落営農組織につつま

して認定農業者になれない農家が設立して集落営農組織を立ち上げる状況ではございませんで、本市においては難しいと判断をしているところでございます。

昨年秋の段階の加入申請の状況でございますが、19年産秋小麦の作付者につきましては160戸、面積にいたしますと390ヘクタールとなっております。18年産に比較いたしますと、戸数では36戸、面積では63ヘクタールの減少となっております。

制度の対象にならない、またはのらない農家につきましては、これまで市、JA、農業委員会などと制度の説明、指導し、農地集積作業の受委託の促進を図ってまいりました。平成18年1月から12月までのあっせん件数では60件で、田で202ヘクタール、畑では18ヘクタールの合計220ヘクタールとなります。賃貸借では田畑合計いたしますと257ヘクタールで、合わせて477ヘクタールに及び、担い手への農地集積が進行している状況にあります。4月からの本格申請に向けましては、一つ目には農地の流動化による面積要件のクリア、二つ目には作業受委託による経営面積の拡大、三つ目には農業所得による特認要件の活用などにつきまして指導してまいりたいと考えております。

また、小規模農家、高齢農家の対応ですけれども、新産地づくり対策では担い手と非担い手に差はつけておりませんし、集約型栽培の施設園芸、あるいは露地野菜につきましては加算措置を講じておりますので、野菜、花卉の栽培を促してまいりたいというふうを考えているところでございます。

以上、お答えを申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 大きな項目の6番目でございます。ポスフル出店対策についてお答えを申し上げます。

都市計画特別用途地区の決定につきましては、

都市計画法に基づき3回の市民説明会を終了させていただいております。3月23日には徳田地区の利害関係者、地権者を中心に公聴会を開催をいたしまして、市民意見を反映させていきたいと考えております。それらの意見を参考に原案を作成の後、北海道と事前協議を行いまして、都市計画案を2週間市民縦覧をさせていただき、再び意見をいただいた後に今までの意見をもとに名寄市の都市計画審議会の審議を経て、北海道の同意を得た後に決定をさせていただこうという予定をしているところでございます。

建築制限条例につきましては、都市計画の審議のめどが立ってから臨時議会を含め条例案を議会で議論していただきたいと考えております。

市民合意の取り組みにつきましては、都市計画法によるものとは別に広報など広く市民周知ができる方法を検討をしまいたいと考えております。

1万平方メートルという点につきましては、庁内議論や北海道の助言の中でも議論を重ねたところでございまして、旧大店法の3,000平方メートルという意見もございましたけれども、法的根拠が少ないということで、本年11月に施行の都市計画法等の一部を改正する法律に準じまして1万平方メートルを決定したところでございますので、御理解のほどをお願いいたします。

今回の土地利用計画は、総合計画に沿った都市計画案でございまして、多くの市民の皆さんの意見を聞くこともできたと考えておりますし、これからもまだまだ意見交換ができるものと考えております。その意味では協働のまちづくりでありますし、市職員にもこれまで2回の研修の場を設けており、これからも機会があるたびに職員にも周知を図っていききたいと考えております。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 齊藤議員。

○31番（齊藤 晃議員） それぞれ担当の皆さんの御答弁いただきました。それで、問題は今の

経済情勢をどう見るのか、それに基づいて市民の暮らしはどうなのかと、そういう立場からも市の施策、方針というのが積極的に反映していくことが必要ではないのかと、それが私が常々申しておりました地方自治法の趣旨であります住民の暮らしをしっかりと守っていく、そういう行政、市の責務でなかろうかと、こういう立場から私は一貫してこの視点からの質問を続けてきたところであります。市長も市政執行方針で述べられました非常に景況感がない、経済が停滞の状況だと。加えて昨年はお米が1俵当たり2,000円から3,000円安くなる。さらに、高齢者の年金控除が廃止になっていくと、こういうふうなことで、非常に昨年の6月の住民税の納付書が来たときの市民の驚き、そしてそれが今度は怒りへと、こういう反映があり、結果的には所得が抑えられたと、こういうふうなことがあるわけでありまして、そういう実態が私からも生活は厳しいというのは全くそのとおりだと、こういうふう理解するわけでありまして、そういうスタンスに市長は立っておられるのか、この点をまず伺いたいわけでありまして。

特に住民に喜ばれましたリフォームの問題について、多くの喜びの声があるわけでありましてけれども、昨年の12月に私この件でお尋ねをしたときに、最後に市長答弁されたことは忘れてはいないと思うのですけれども、改修についての事業は多くの市民の皆さんの中にあると、こういう認識をしております。何らかの提案を受けて政策できないか検討をしまいたい、こういうふうに言っておられたわけですが、それを決定する上でそういう市民の暮らしの実態、景気の実態なども反映されたのか、まず冒頭にその点御答弁いただきたいと思いますが。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 地域経済の動き等については、お話がありましたように非常に低迷が続いているというのが実感であります。とりわけ1

次産業の農業、農協等の統計を見ておりましたも昭和40年代の販売実績の方にバックをしているという実態があります。これらは、コストも含めて努力をしても、その努力が再生産に意欲として結びつかないような状況と、こういうことであります。ことしが農業の大きな変革な年と、国の制度も大きく動こうとしておりますけれども、これに先駆けて農業者の皆さん方の農地の流動というものも表面に出てきているわけですが、残念ながら思ったとおりの双方の流動の成立が難しいような状況も出てきていると。それは、農業を基幹産業にしております本市にとりましては非常に全体の産業界、あるいは市民の消費行動にも関連をしているというふうには押さえております。加えて公共事業等の予算の抑制策もこの地域の建設業等に従事するウエートの高いことが大きな不況感につながっているのではないかと、このように認識をしております。それだけにこの限られた今の置かれている自治体財政の中で英知を尽くして元気を出していこうと、あるいは事業の創出をしていこうと、こういうような議員の御提言も含めて19年度の中で、3年間の時限ではありますけれども、景気の刺激策としてこのようなりフォームに対する支援策を提案をしているところであります。

○議長（田中之繁議員） 齊藤議員。

○31番（齊藤 晃議員） そういう市民の実態であるだけに、提案されました住宅リフォームは必ずや地域への経済効果の一翼を担うだろうと私も思うわけであります。

それで、それにつながって市民支援の施策がどうなのかということでもありますけれども、ただいま総務部長の答弁のようになかなか具体的なものが市民には見えづらい。確かに市立病院の整備ですとかあるのですけれども、やはり実際に協働のまちづくりをしていくとしたならば、きめ細かな施策というのは大事だなと、こういうふうには思うわけであります。そういう点での住民への支援、

住民とのかかわりというのが問われているのだなと、こういうふうには考えたところであります。それは、必ず出てくるのが今回も市政執行方針、あるいはきのうからの答弁を聞いておっても財政が大変だと、危機的状況だと繰り返し言われているわけであります。問題は、なぜそういうふうな実態になったのかということなのです。先ほども質問、答弁がありましたけれども、市長、あなたが市長になって10年、その前2年間は助役であります。さらにその前は総務部長も務めてきたわけであります。まさに名寄市市政の主要な行政施策にすべてかかわってきたと言っても言い過ぎではないのです。私はこの間必ず大きな課題になるのではないかと考えた大型事業の問題を何点かしてまいりました。しかし、住民要求もありますから、例えば北国博物館などいかがかという声はあったものの文化を養成していくという面ではあえて反対はしてまいりませんでした。しかし、あのジャンプ台を整備をする、あるいはピヤシリスキー場を整備する、約18億円からのお金がかかったわけでもありますけれども、あの当時は起債の中でも有利な起債が出まして、国も一生懸命になって応援をしておったわけでありまして、そういう面では単純に悪いというふうには言い切れないのですけれども、しかしそういうふうなのが今の起債の大きな影響になっているのではないのか。もちろん市立病院の改築ですとか学校の改築でありますから、そういうふうなことを考えたときにそういう大型のあるいは後年度に効果として問題があるなというのは見ながらも、国が進めるようなむだな大型事業を本当に進めたということを使う気はありません。しかし、そのときにはそれでもいけるという計算、試算をしておったのです。しかし、大きく変わったものがあるのです。それは、交付税の配分が変わってきたということなのです。一番名寄市で交付税が大きかったのが平成10年でしたか、70億円の交付税が来ております。さきの決算で見ますと、70億円ちょっとでしたか、

78億円でしたか。名寄市の従来での交付税は幾らかかという、これはよくわかるように55億円です。ですから、15億円減っているのです、10年と比べて。もちろんこれは突然きたのではなくて、ほぼ55億円になったのは平成14年からでしょうか。こういうふうなことは、従来の計画と大きく変わったのではないかと、そういう点での国の構造改革を進めたのがどれだけ地域住民にとって、あるいは行政担当者として狂いが生じたかと、ここのところをやっぱりはっきりさせる必要があるのではないのか。それをしないで、何かもう大変だから、先が見えないような話で、最初にまちづくりを協働しませんかと言われても戸惑う市民が多いのも事実なのです。こういう点、私はやはりそういうふうな多くの問題が率直にあったのだと。だから、そういうふうなのを繰り返さないように住民と協力、協働のそういう運動を進めていくのだというスタンスがまず大事でないかというふうに思うわけでありませう。そういう点でのスタンス、立場、私の指摘は間違いでしょうか。お答えいただきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） この20年間ぐらいの間におけるいろいろな日本の経済に関連をした地方自治体の自主的な営みも含めて指摘がありました。30年以上前にオイルショックがありまして、日本経済は急激に縮小せざるを得ないという実態がある中で、日本のいろいろな英知を結集して景気の回復をして、しかも平成元年、2年に達してはその極というようなことでありました。これは、実態の伴っていない日本経済だったというふうに今は指摘ができるわけですが、このバブル経済の崩壊の後、どのように立て直しをするのかということでは多くの試行を続けたのではないかと、このように思っています。

国は、公共事業を大幅にふやすことで景気の回復をしよう、という取り組みがあったというふうに思っております。御指摘のように地域総合

整備債という有利な借金をメニューにのせて、地方自治体にも公共事業をやるべしと。私は、この20年間の中で公共事業等はやはり市民の要望の場合によってはその施策にのって前倒しをして実行したのも数多くあると、このように見ております。しかし、この公共事業を展開することで景気の回復については残念ながら達成できないという、このような反省のもとに収縮財政ということにハンドルを国は切ったわけでありませう。この借金は、実際に国民の皆さんがこれから返済計画を持って国も地方も償還をしていかねばならないと、こういう中で軌道修正をしてきたのが地方における交付税の削減と、こういうことであります。現在地方交付税の配分の総枠というのは15兆円ぐらいでございますが、平成12年、13年は20兆円、借金を6兆円、7兆円積み上げて20兆円の交付税を配分すると、こういうようなことであります。国は、20%は切り込むと。借金をしないで、国の一定の税制上の定率の枠で地方自治体に配分するというまさに原則にのっとった交付税の運用というふうに今軌道修正をして、18年度では初めて交付税の借入れについて償還を始めると、こういうところになったわけでございます。

前段の議員の質問にもこれからの交付税は税収が入っても、地方にその税収が伸びた分を全部配分しないという国が方向を出しているというふうに答弁をさせていただいておりますが、まさに交付税会計も40兆円に上る借金を持っているということですから、この交付税会計の均衡化も道はかなり遠いと、そういう中での現実であります。過去の指摘については甘んじて受けまされども、やはり社会基盤の整備というものは借金をしてでも市民の皆さんに提供していくという責任もありますし、その度合いといいましませうか、場合によっては身の丈以上の事業展開がこの20年間の間であったのではないかと、このように今は反省をしているところであります。しかし、今

その償還のさなかであります。現在公債費比率が19%ということでは18以下に切り下げることがありまして、今回企業会計等については財政投融资資金の償還について5%以上の金利の高いものについては、条件がありますけれども、借りかえを認めると、こういうような国の方向が出てまいりました。私どもは、こうした国の制度をしっかりと見きわめながら、この財政の健全化に一層取り組んでいかねばならないと。それだけに今前倒しでサービスを受けている施設の整備の手法については、合併を機に従来風連町、名寄市が持っている施設の統廃合等を含めて合併効果をしっかりと出していききたいと、こんなふうを考えているところであります。

○議長（田中之繁議員） 齊藤議員。

○31番（齊藤 晃議員） 財政の問題については、予算委員会もありますので、そこでまたということにして、とりあえず私は若い人たちの支援、子供、子育て支援について最後に訴えておきたいのですけれども、今新聞広告などでのパートの賃金見ますと、1時間650円、中には644円と、これは北海道最低賃金です。それをやってでも働いて頑張っている人たちへの子育て、保育料の問題、あるいは病気になったときの医療費の支援、こういうふうなことがどれだけ若い夫婦に安心感、そして子育てへの意欲、こういうふうなことを考えたときに、厳しいときではあっても次の時代を担う子供たちへの温かい施策というのはぜひ必要ではないのかと、このことを私は強く考えるわけでありまして。そういう点での子供の医療費、保育所の入所問題などなど強く求めたいわけでありまして。

また、発達障害ということで、ちょっと後でになりますけれども、この制度も16年12月なのです、法が決まったのは。まさにそれまでは子供たちは親のしつけが悪い、変わった子供だと、こういうふうなことで熱心に取り組んできた父母が非常に苦勞していたのがやっと光が当たってきた

と、そういうところへの支援が大事だということも訴え、連動した教育行政の必要性も訴え、時間内に終わらなかったことをおわびしながら、以上で私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（田中之繁議員） 以上で齊藤晃議員の質問を終わります。

市民と協働のまちづくりの考え方について外3件を、渡辺正尚議員。

○21番（渡辺正尚議員） 議長から指名をいただきましたので、さきの通告順に従って、質問をしてまいります。議場内にいる皆さんは非常にお疲れとは思いますが、約1時間ほどおつき合ください。

初めに、新名寄市総合計画が策定され、御案内のように平成19年度から平成28年度までの10年間の計画であります。基本目標の1は、市民と行政との協働によるまちづくりとなっておりますし、主要施策の1番目に市民主体のまちづくりの推進となっております、基本事業として2項目書かれておりまして、一つ目に市民参画と協働の促進、二つ目に広報広聴活動の充実と情報公開となっております。二つ目の広報広聴活動は重要だと思いますが、基本的に市民と行政が情報の共有化を図らなければならないと考えます。今までのやり方で市民に十分に情報が行き渡っているとお思いでしょうか。具体的にお答えください。

次に、平成9年、当市でも情報公開条例が制定されましたが、年度ごとに何件請求があったのか、請求内容等もお答えください。

次に、公共工事発注について伺います。私から言うまでもありませんが、公共工事とは国及び地方公共団体が発注する建設工事のことであり、地域貢献や生活の利便性や安心、安全が保障されるよう配慮して行われるものであると考えます。また、適正時期に発注することによって雇用の安定や地元企業の育成と品質確保を促進することにつながると思います。そこで、伺いますが、昨年4

月からの土木建築、上下水道各部署の発注時期と件数並びに工事内容もあわせてお知らせください。

次に、入札以前に行われる指名の基準について伺います。指名委員会で工事内容によって技術面や実績などを考慮して適切に行われているとは思いますが、他の者にはどのように決定しているのかが見えませんので、もっとオープンにできないかと思えます。適正に示していれば、対象業者にお知らせできるのではないかと思えます。それが発注者側と受注者側の対等の関係になり、インフラ整備も一緒に考え、意見交換ができ、共同で品質のよいものができるようになると思っておりますが、お答えください。

次に、高齢者福祉について伺います。市長の市政執行方針でもおっしゃっていましたが、本市でも1月末で高齢者人口は7,946人、高齢者比率が25.3%であり、人口の約4分の1が高齢者であります。施策として高齢者の自立促進や介護予防事業の推進、介護保険サービスの充実等がありますが、今回は高齢者の自立促進について伺います。高齢者の自立に向けた生きがい対策や生活支援については、いろいろな手法はあると思えますが、私は一昨年から2度ほど質問しているデマンド交通システムを積極的に検討する時期であろうと思えます。1月末に福島県の保原町へ高橋議員と2人で視察してきました。昨年1月1日に5町が合併して伊達市となりましたが、保原町は人口が約2万5,000人ほどの名寄市と変わらない規模のまちです。実績だけお話ししますが、導入後775日で乗車実績10万人に達し、利用者年代は70代、80代の方が非常に多く、70代で44%、80代で33%であり、合わせると77%になり、約8割近くが利用しており、高齢者の自立に向けた生きがい対策や間接的な生活目的に当てはまると思えますが、御見解をいただきたいと思えます。

私の質問を踏まえ、高齢者は何を不安と思い、何を必要としているかなどの意識調査を行っては

いかがでしょうか。これについてもお答えください。

次、職員の評価システムについて伺います。平成16年12月に閣議決定された今後の行政改革の方針では、公務員制度改革の推進等として評価の試行が明示されています。総務省では平成18年1月1日から6カ月間試行しており、本格的な実地にはまだ少し時間がかかりそうですが、本市としても検討して、職員評価システムをいち早く取り組まなければならないと考えます。今後一定期間厳しい時期が継続することが予想される以上、職員個々の能力を高めるためのツールとして評価システムを位置づけ、検討を加えながらブラッシュアップしていくことが必要不可欠であると考えますが、御見解をお願いいたします。

以上でこの場からの質問を終わります。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） ただいま渡辺議員から大きな項目で4点にわたっての御質問をいただきました。大きな項目の2点目につきましては、建設水道部長からの答弁となりますので、よろしくお願いをいたします。

まず、1点目の情報の共有について、現状について申し上げたいと思えます。市民参加による協働のまちづくりを進めていく上で、情報の共有化は欠かすことのできないものであると私も認識しております。情報共有化のための具体的な手法でありますけれども、月1回発行の広報なよろを基本といたしまして、タイムリーな地域情報を伝えるため地元新聞に市広報欄を設け、さらに昨年開局いたしましたFMラジオ放送を活用し、1日3回の行政情報提供を行っているところであります。また、インターネットを活用した名寄市ポータルサイトでは、各担当者からの情報伝達を初め伝言掲示板や行政相談、施設予約など豊富なメニューが用意されているところでもあります。また、市民の皆さんと行政情報を共有するため、各種懇談会などで直接意見をお聞きするとともに施設見

学会や出前トークなどを充実するなど、市民の声
が反映する市政運営を心がけることでの市政の理
解と関心を深めているところでもあります。

次に、情報公開条例ができてからの情報公開請
求の件数についてお答えをさせていただきます。
旧名寄市では平成10年4月1日施行、旧風連町
では平成11年4月1日施行となっております。
平成10年度からの開示件数でございますけれど
も、10年度は旧名寄市におきましては請求が5
件、開示も同じく5件です。11年度は旧名寄市
で6件、開示が6件、12年度は旧名寄市、旧風
連町とも請求がございません。旧風連町は、10
年度から12年度まで、また14年度まで旧風連
町については開示がございません。13年度の旧
名寄市であります、請求が1件で開示1件、1
4年度は請求5件の開示が5件、15年度は旧名
寄市で請求3件、開示が3件、旧風連町では請求
が1件に対し開示は1件でございます。16年度
は、請求が6件で開示は5件でございます。一部
を開示しているのが1件ということで、旧風連町
での請求はございません。17年度には旧名寄市
で請求が3件、開示は2件でございます。非開示
が1件であります。旧風連町では請求が1件に対
して開示が1件でございます。平成18年度は、
請求が4件、開示4件となっているところであり
ます。旧名寄市の合計が29件、うち1件が非開
示、旧風連町では計2件でございます。新市では
4件となっております、旧名寄市で平成16年
度に名寄市内高校検討委員会の会議録公開請求で
発言者の氏名を一部非公開としたものが1件ござ
います。平成17年に町内会長名簿の公開請求が
ありましたが、全部非公開としたものが1件ござ
います。

また、請求の内容につきましては食料費や政務
調査費等の財務関係書類が7件、登録業者等の入
札関係が6件、各会計予算決算書が4件、広域振
興計画書4件、議事録、会議録3件、条例関係が
3件、統計資料が2件、国有財産特定図面2件、

起債関係、各投票所選挙有権者数、建築計画概要
書が各1件となっております。

次に、高齢者福祉の関連につきまして、試験的
にデマンド交通システムを取り入れてはいかがか
ということと2点目の高齢者の生活や意識調査を
すべきではないのかということをもとめてお答え
をさせていただきます。御質問にありましたけれ
ども、福島県の保原町ではデマンド交通システム
の導入によりまして775日で乗車実績が10万
人に達し、高齢者がそのうちの8割を占めている
数字から、高齢者が何か目的があってデマンドバ
スの利用が多くなったものと考えられております。
お年寄り、ついつい家に引きこもりがちになり
ますが、デマンド交通システムの導入により利便
性がよりよくなることによって高齢者が何かの趣
味や買い物をするのを楽しみにバスを利用した
のであれば、高齢者の自立を促し、間接的に生活
支援対策にも当てはまると思います。

名寄市は、地域住民の公共交通機関の確保の観
点から地域性や既存バス路線との整合性、経済性
を踏まえる中で新たな交通手段として検討してい
きたいと考えております。新しい交通システムは、
高齢者が楽しくまちに出てこられることに一つの
構築意義があると思っております。そのため老人
クラブ連合会にお願いするなどいたしまして、高
齢者に対してアンケート調査を行いたいと考えて
おります。また、新交通システム導入の先進地視
察や新たな交通システムについて講演会などにも
参加するなどいたしまして、地域交通のあり方につ
いて整理をしていきたいと考えております。そし
て、アンケートや視察を踏まえ、庁内関係部局
で検討委員会を立ち上げまして、新しいシステム
の適合性の検証、新しい交通システムで実現する
サービスの検討、システム運営方法の検討、そし
て従来の交通システムとの比較などを行いながら、
デマンド交通システムなど新しい交通システム導
入の検討をしてまいりたいと考えておりますので、
御理解をお願いしたいと思います。

次に、4点目の職員の評価システムについて御質問がありました。このことにつきましては、平成17年度の人事院勧告の報告の中で人事評価制度を導入し、勤務実績を考慮し、給与、昇給等への反映、活用が示されたところであります。国におきましては、平成18年4月から一部管理職におきまして人事評価制度が施行されているところであります。この人事評価制度につきましては、現段階では評価の範囲、手続、基準等が整備確立されておられません。今後この制度について国等から実施の詳細が示されると思います。また、民間を含め、具体的な内容で説明、講習、研修が行われることと考えているところであります。

人事評価制度につきましては、公正性や公平性の確保、また処遇への適正な反映など評価システムを構築する上で解決すべき課題が多くあると思っております。今後研修を深める中から制度の整備を行いまして、導入実施を図ってまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 大きな項目の2点目でございます。適正時期の工事の発注にかかわりましての1点目の御質問でございます。昨年の発注時期と件数についてお答えを申し上げます。

全体の発注経過につきましては、平成19年2月6日現在で工事契約が116件、委託契約は除雪の委託も含めまして47件になっております。工事では4月から6月の四半期で土木関係が9件、建築関係が12件、上下水道関係で7件、そして7月から9月までが土木関係が21件、建築関係が24件、上下水道関係で13件、それ以降の時期の発注といたしましては土木関係が8件、建築関係12件、上下水道関係が9件とそれぞれなっております。建設工事につきましては、基本的に上半期で80%の発注率を目標に行っておりまして、昨年も、件数ベースではございますけれども、発注率84%の実績でございました。また、それ

以降の下半期の発注になる場合につきましては、橋梁工事などでは水位の安定する時期であったり、あるいは地域との調整おくれ等が要因であります。上下水道を含めた土木工事では、工事の着手時期により変わりますけれども、北海道の積算基準を参考に、労務費で2ないし3%、現場管理費で1.8%程度の冬期の割り増し補正を行っているところでございます。しかし、工事は季候のよい時期に施工することにより良好な品質も確保できますし、経費も軽減できることから、早期で適正な時期に発注していくことに努力してまいりますので、御理解のほどをお願いいたします。

次の2点目でございます。指名基準についてのお尋ねでございます。指名委員会は、おおむね月1回から2回のペースで助役を委員長として総務部、経済部、建設水道部の部長、所長、課長、合わせて13名の横断的組織で開催をいたしております。基本的に年度末に行われます建設工事請負業者資格審査委員会、これは指名委員会と同じメンバーでございますけれども、において経営事項評価、技術評価点数によりそれぞれA、B、Cのランク分けをされたもの、業者の方を受注機会の均等性や技術力の評価を審議をさせていただきます。指名を行っているところでございます。委員会の透明性につきましては、公共工事の入札契約をめぐる最近の状況を踏まえ、一般競争入札の拡大など、入札制度とのかかわりなどもありますので、これらとあわせて検討をしてみたいと考えております。

なお、特に受注者との対等な意見交換につきましてはのお話もございました。公共工事の品質の確保につきましては、発注者、受注者ともに共通の課題でございます。工事の施工に当たりましては、各企業の技術力にもよりますけれども、積極的な技術提案をいただく場合もあります。特に検定するときなどに意見交換をさせていただいている状況でございます。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 渡辺議員。

○21番（渡辺正尚議員） 1番目の市民と協働のまちづくりの考え方についてなのですが、部長の答弁では広報ですとかホームページ並びに地元新聞やエフエムなよろで市民周知を図っているというふうにおっしゃいましたが、それだけでは十分でないと考えます。第4次総合計画の53ページに、町内会活動に市職員が積極的に参加し、ともにまちづくりを進めると記載されていましたが、第4次総合計画というのはもう8年も9年もたっていますよね。他の町内会はわかりませんが、私のいる町内会の活動には市の職員がほとんど参加しません。言葉だけが市民と行政の協働のまちづくりですとか、市民が主役のまちづくりと言われており、市民と触れ合う場に職員みずから積極的に参加しないと市民が何を思っていて、市に対しての要望などがわからない状況であると考えます。このような状況では協働のまちづくりはできませんので、これからどのように進めようとしているのかをお答えください。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） お答えをさせていただきます。

何度か渡辺議員の方からは市民の参加との部分で御質問いただいております。何度か私もお答えをさせていただいているところでありますけれども、私も渡辺議員と同じ気持ちであります。同じ気持ちです。というのは、参加が多いとか少ないではなくて、市の職員は地域を知らずして行政はできないという視点での同感という意味であります。まさしくそのとおりでありまして、町内会それぞれで温度差はあると思えますけれども、多くの職員は町内会活動ですとか、または子ども会育成会の活動ですとか、またはスポーツ体育団体等々文化活動の中でかなり多くの職員はかかわって私は日常地域の皆さん、または団体の皆さんとともにまちづくりといたしましうか、活動を通じる中で情報を得て、情報を提供しながら、ともにま

ちづくりの意見交換をしているのかなというふうには考えているところであります。渡辺議員の住んでおられる町内会の部分では渡辺議員が確認している内容かもしれませんが、全体の職員の中ではかなりの多くの職員が地域活動なり、サークル団体活動にかかわっているということで私は認識しているところであります。

○議長（田中之繁議員） 渡辺議員。

○21番（渡辺正尚議員） では、同じ町内会の者として言うのですけれども、石王部長も部下の人がいるわけですから、町内会活動に参加せよぐらいなことは言えないのですか。佐藤部長も同じ町内会なのですけれども、育成会では一生懸命やっていたのですけれども。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 私自身が参加するしないでなくて、職員の中で上司として日ごろ日常の職場の仕事を通じるだとか、または課内会議の中で私はそのことを伝えているつもりであります。というのは、市民は職員に期待をしていますよという言い方をさせていただいておりますし、まさしくこれからの分権下における今話があります地域内分権ですとか自治区ですとか、自治基本条例を制定するに当たってもそのことをしっかりと職員が受けとめていないと、条例をつくるのは簡単だというふうに思っておりますし、そのことも私は直接担当の所管の中でありましてから会議等の中では話をさせていただいておりますし、議会の中での答弁でも答弁をさせていただいているところでありますから、これはそれぞれ個々職員のそれぞれの個性がありますから、その個性を生かした活動をしていただければいいのかなと、そのように思っております。

○議長（田中之繁議員） 渡辺議員。

○21番（渡辺正尚議員） では、石王部長がそうやって言っているのに出てこないというのはなめられているということですか、同じ町内会の人間が。

質問を変えます。指名委員会での指名基準は、明確になっていて、公表されていると思いますが、正確にお答えください。受注業者が指名されない場合にどこがまずかったのかと考えていると考えますが、発注者側には言えません。なぜかという、請負業者は読んで字のごとく請け負けと言ったり、言ったら青くなって負けるからと。今はないと思いますが、二、三年前までは管理職の中でおれがおまえらに仕事をやっているのどのような態度の方がいたと聞いておりますし、全員ではありませんが、技術職員の意識改革が必要だと考えますが、建設水道部長はどのような考えか伺います。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 先ほども御答弁で触れさせていただきましたけれども、建設業者の皆様には技術ごとにランクづけをさせていただいております。これは、先ほど述べさせていただいた内容でのA、B、Cのランクでございます。土木関係では27社、建築部門では20社とそれぞれランクづけをさせていただいております。したがって、先ほども触れましたけれども、工事の内容等も参考にいたしますけれども、極めて公平に公明にそれぞれ指名をさせていただいている、そういうことでございます。特に指名委員会において私意の入る余地はないようにお互いに議論を深めていると、そんなふうを考えております。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 渡辺議員。

○21番（渡辺正尚議員） また質問を変えますが、松尾部長は名刺を年間何枚ぐらい使用しますか。お答えください。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 私は、余り使っていないと思います。数えたことはありません。2けた枚数で十分余るといふふうに思っております。

す。

○議長（田中之繁議員） 渡辺議員。

○21番（渡辺正尚議員） 昨年私が会社の者と建設水道部に打ち合わせに行ったとき、私たちは担当職員と会うのが初めてだったので、名刺を差し出しましたが、若い職員が名刺を出さなかったので、名刺を下さいと言ったら、慌てて戻って名刺を持ってきました。その後松尾部長にもあいさつをしましたが、私とは面識があるので、要りませんけれども、初めてあいさつした者にその部署のトップである部長がみずから名刺を出さないのはいかがなものかと思いますが、どのようなお考えですか。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） お答えいたします。

特別な忝意はございません。たまたま出す頻度が少ないということでございまして、特に特別な考えはございません。

○議長（田中之繁議員） 渡辺議員。

○21番（渡辺正尚議員） 建設水道部の体質というのは、トップの姿勢で決まると思いますが、昨年の濁り水発生ときは委託業務であり、設計、管理監督は市側であると思います。請負であれば業者の責任になりますと思いますが、聞いた話によるとその後の協議では市側から業者責任にされたとお聞きしておりますし、協議の内容には今後の対策についての話などなかったと聞いておりますので、真実をお知らせください。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） この内容は、管工事組合に委託をして発注をした事業でございます。お互いの責任の所在というのが非常に当初想定をしている内容を超えていたものですから、その都度協議をしながらの整理をさせていただいた、そういうことでございまして、多少の御指摘のような内容の意見の違い、あるいは結果的に少し反省すべき点等もあったかと思っております。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 渡辺議員。

○21番（渡辺正尚議員） 部長おっしゃるように委託業務というのは間違いなく市に設計、管理監督というのがあるのです。請負の仕事であれば、請負業者の責任になるのですけれども、けれども委託業務である以上は市が全面的に指示が、管理監督が悪かったわけですから、市が悪いのだということにしないとだめだと思うです。やっぱり業者の方は仕事をもらっている関係で何も言えないと思うのです。

私が以前から言っている若い技術職員を対象にした一定期間の部署がえを行うべきであると考えます。松尾部長も他の部署へ行っていますし、一般市民と直接隣接する部署に行くといろいろなことが吸収できますので、職員の意識向上には役立つと思えますが、お考えをいただきたいと思いません。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 渡辺議員御指摘のとおりだと思います。ただ、技術職員の人数が一定程度限定されるということ等がありまして、一般的に3年あるいは4年、5年ということでのローテーションといいたいでしょうか、それがうまくいかない場合もございます。したがって、中には1カ所で少し長くいるという職員もいるわけでございます。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 渡辺議員。

○21番（渡辺正尚議員） 昨年12月に水道工事、配水管設工事が数本出されましたが、常識的に考えても条件の悪い時期に出すということは受注業者にとっても大変ですし、聞いたところによると地先の市民からは何でこの時期に工事をするのかと言われたようです。12月になった理由をお知らせください。

○議長（田中之繁議員） 関下上下水道室長。

○上下水道室長（関下富士夫君） お答えを申し

上げたいと思います。

12月に発注した工事につきましては、先ほど御答弁したように上下水道関係では5件あるわけでもございましたけれども、そのうちの1件につきましては室内の工事ということでございます。あと4件につきましては、工事関係でございます、そのうち1件につきましては地権者の都合、これは開発行為の許可のおくれによるものでございます。それから、あと2件につきましては配水管網の整備事業でございます、これは工事時期の地域要望によるものというふうに聞いております。それから、もう一件につきましては、これも地域要望でございましたけれども、地下水の利用区域の水質悪化に伴います配水管網の整備工事でございます、これも12月の発注ということでもございましたけれども、原則は先ほども申し上げましたように早期発注に努めているところでございますけれども、中には担当の努力で、もう少し早い時期に発注できるものと思っているところでございまして、その辺は十分反省をし、今後に生かしていきたいというふうに考えております。

○議長（田中之繁議員） 渡辺議員。

○21番（渡辺正尚議員） また質問を変えますけれども、五、六年前の話で大変恐縮ですけれども、旧名寄水道事業所で予算が余ったからカラーコピーを買ったと言った職員がいたそうです。このことは確認されているとは思いますが、市役所自体が予算は使い切らなければ来期の予算が減らされるというような旧態依然の状況を続けていると新しいまちづくりはできません。このことを市民が知ったら、平成19年度に上下水道使用料改定の議論をすることになっているようですが、上下水道使用料改定には反対が出るのではないのでしょうか。真実だとは思いますが、答弁を求めます。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） お答えいたします。

最近の決算書を見ていただきましてもおわかりいただけると思いますけれども、不用額もたくさんある場合もございますし、決して渡辺議員御指摘のような内容での予算の使い方をしているということではございませんので、よろしく御理解をのほどをお願いしたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 渡辺議員。

○21番（渡辺正尚議員） その旧名寄水道事業所でカラーコピーは買ってないというのですか。五、六年前の話なのですけれども。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） カラーコピーは購入していないというふうに思います。

○議長（田中之繁議員） 渡辺議員。

○21番（渡辺正尚議員） カラーコピーを見たという人間がいるのですけれども。

質問を変えます。過去にピヤシリジャンプ台改修工事を札幌のゼネコンと地元企業の共同企業体でやったことがあり、地元の企業の方から聞きましたが、そのときに札幌の業者から札幌で打ち合わせすると言われ、名寄市発注の工事でしたが、札幌で打ち合わせを行ったそうです。これについても業者に地元で打ち合わせするよう指導できるのではないのでしょうか。

それと、共同体、いわゆるJVを組ませるときに、これだけ仕事がなくなってきている以上、地元業者が頭にくるような組み合わせの指導などもできると思いますが、お答えください。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） そのようなお話は今初めて聞きましたので、渡辺議員との質問内容のお話のときには伺いましたけれども、そのとき初めて伺った内容でございまして、本来そういうことでは対等なチームワークということではないと思いますので、改めなければいけないというふうに思います。

それから、JVの関係でございましてけれども、一定額の相当程度の事業費で工事を発注する場合

にはJVで受注をいただくような、そういうようなことでのお願いも一部しているところでございます。ただ、組み合わせの中におきまして筆頭になる、あるいは次の順位になる等につきましては、私どもの方ではお話をしていないのが実情でございます。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 渡辺議員。

○21番（渡辺正尚議員） さっき言ったカラーコピーのことは確認してください。私も確認しますけれども。

質問を変えます。高齢者福祉に関連してデマンド交通システムを試験的にでも実施するには、地元商店街のやる気が重要であります。商店街のやる気がなければ実施ができません。保原町には大型店もありますが、高齢者はほとんど行かないようであり、大部分が市立病院や個人病院に行ってから歩いて地元の商店街で買い物をしてから、空き店舗を利用したコミュニティセンターのようなものがあり、ボランティアでお茶も出してくれますので、そこで休息して帰るパターンようです。地元の商店街も毎月期間を決めて売り出しをしていますし、ポイント2倍や3倍セールもしています。また、買い物によっては、100円の割引券も出しているそうです。

この保原町でのデマンド交通システムの平成17年度の収支決算書では、乗車収入で944万4,000円ほど、乗車人数で3万5,460人で、先ほど言った775日というのは、土日休んでいるものですから、月に20日間ぐらいですから、年間としては240日ぐらいですから775日と言えば3年ちょっとぐらいになると思います。そして、このタクシー借上料は1,788万円ほどであり、地元のタクシー会社に5台ですから1台当たり357万7,000円ほど支払っており、9時から5時までの運行ですから、1日8時間あります。この時間帯は、タクシーも駅前ですとか、名寄の例を見ても市立病院、デパート前で駐車して

いることが多く、タクシー会社にしてもメリットがあります。デマンド交通システムは、高齢者にも効果があると思いますし、ポスフルのような大型店対策にも有効だと考えます。条例を出して賠償するお金があるなら、もっと前向きに対策を講じるべきだと思います。それには商店街がやる気を起こし、デマンド交通システムで中心街に人を呼び込む手法が最善だと思いますが、御見解をお願いします。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） デマンド交通の関係につきまして、保原町に視察をしたということで資料も、同じ資料だと思いますけれども、いただいております。渡辺議員には何度か行政視察等々、今回も高橋議員と視察をしたということで、終わった後にこういうことだということで情報の提供がありました。まさしく情報の共有化だというふうに思っております、ありがたく思っております。

それで、今お話のありましたデマンド交通というのは、本当に高齢社会の中で有効な交通手段だということにははっきりしていると思います。今質問にありました地域のお年寄り、弱者の部分でどう交通体系を確立するかということは、市全体で考える交通体系にあるかと思えますし、お話にありました中心市街地の活性化のためにデマンドをというふうな御発言に今お聞きしましたけれども、そういう視点とはまた別に高齢者がどういう目的を持ってこのシステムを利用するかと。買い物だけでないと思います。病院の利用だとか、あとは趣味の施設に行くだとか、いろんな利用の仕方があると思います。保原町のを見ますと、買い物ですとか、病院が一番多いです。そんなことで20分間隔で5台のバスで運行しているということでもありますけれども、先ほどもお答えをさせていただきましたが、アンケートを実施をしたいということでもあります。アンケートを実施して、いいか悪いかというといいに決まっているわけで

ありますから、どういう目的でどういうことが必要としているのかとアンケートの項目をしっかりと整理をして、アンケート調査を分析をしていきたいというふうに思っておりますし、またこの利用実績見ますとバスの代金は300円と200円で、大型と小型で。市内循環バスは今150円です。料金の問題もあるというふうに思っておりますし、また収入は800万円ぐらいでしたか、言いましたけれども、町費の補助金というのも1,300万円あるのです。ですから、全体の中での交通体系をどうするかと。名寄市内、風連も含めまして地方交通の地域バス路線というものは結構しっかりとしておりますけれども、乗車密度等々で、この前の補正でも持ち出しがかなりあるわけがあります。そういう部分との全体の地方交通バス路線と新しい交通システムをどう組み入れるかということだと思います。行政がやるのか、または商工会なり、バス会社なり、タクシー会社とどういうふうにするのか、そんなことも検討委員会を立ち上げて検討していきたいと、このように思っておりますので、デマンドにはかなり研究をしている渡辺議員の御意見等もお聞かせいただければなお幸いです、このように思っております。

○議長（田中之繁議員） 渡辺議員。

○21番（渡辺正尚議員） このデマンド交通システム、まねごとみたいですがけれども、お年寄りたちの需要に合って、お年寄りたちがどんどん出るようになれば、なおさら商店街がやる気を起こしてすれば絶対成功すると思うのです。保原町も大型店あるのですけれども、大型店にはほとんど行かないと。おばあちゃんというのは、本当に地元の商店街びいきだと思うのです。ですから、数字になってあらわれているわけですから、それが高齢者福祉施策にもつながると思いますし、町中の商店街の活性化にもつながると思いますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと。

職員の評価システムにつきましても国が決定してからではなくて前向きに協議して、早目に実施

していただくようお願い申し上げます、私の質問を終わります。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 人事管理に関する事で先ほど答弁をしようと思いましたが、次の質問に移りましたので、二、三私の方からつけ加えさせていただきたいと思っていますので、御了承いただきたいと思っています。

一つは、技術職員の資質がどうも指摘をされているというようなことで、前も技術職員の若いうちに他の職場を経験してみせてはどうかというお話がありました。松尾部長の方から悩みとして技術職員総体の総数が非常に限られているということでの難しさがあるということですが、やっぱり技術職員は例えば土木なら土木でも同じ土木でも農業の方や、あるいは一般土木、下水道と、こういうようなことで経験をそこに積んでもらうというところに重点を置かざるを得ないというふうに思っています。そのほかに職員としての資質をどういうふうにするかという点は、また別の角度で私ども取り組んでいかなければならないなというふうに思っています。非常に人員的に窮屈なところでのやりくりが大変だというふうに思っていますので、この辺は御理解をいただきたいというふうに思っています。

ただ、近年二、三例を持っていますけれども、管理職に近くになったら、これは一般職の仕事もきちんとやらせよう、こういうことで完全な職種がえではないのでありますけれども、かえて仕事をやるということを経験を生かしてやっていただくということで御理解をいただければなというふうに思っているところであります。

また、指名委員会の関係でございましたけれども、これは私ども指名基準、公正、公明にやっております、その会社が持っている技術力などもこれは経費の中ではつきり入ってきますから、それを見ながら指名をするということでもありますし、また指名の回数などについても配慮をしながら指

名をしていくということになっておりますので、どこのどんな仕事が得意なのかということもこれはあると思いますけれども、それは指名の段階での私どもの日ごろの視点の中で見詰めていくということでもありますので、御理解をいただきたいと思っています。

また、予算が余ったら云々という話は、もう既に昔の話だというふうに私たち思っております。実際そうであります。もうそんなことを言っている職員がいたら時代おくれであります。五、六年前の話でありますから、私も定かではありませんけれども、渡辺議員からも五、六年前の質問で、下水道処理場を中心にしてどうも不正経理の疑いがあるという指摘をいただきました。そのときも私どもは逐一全部調べまして、渡辺議員に説明をさせていただきました。中はそうではなくて、多少の誤解を招くようなことがあったかもしれませんが、しかし現実問題は監査からも指摘を受けるようなことではなく、また処理も適切だったというふうに説明をさせていただきました。今回のカラーコピーの問題も私の方できちっと調査をしまして、もし実態的にそうであれば私の方からもきつくその体質については改めるように努力をしてまいりたいなというふうに思っていますので、御理解をいただきたいと思っています。

また、最後に質問のありました人事評価でありますけれども、これはいや応なしやってくる時代であります。ただ、非常に難しいのはだれがだれを評価するのかということでありまして、国でも一定の標準を出すと、人事院勧告で出したからには標準を出しますと、こう言いながら、なかなか出し切れていないということでもあります。先ほど答弁もしました民間の手法などもぜひ参考にさせていただきながら、企業体系が違いますから少し無理なところあるのでありますけれども、参考にしながら研究を進めていきたいというふうに思っています。よろしく願いいたします。

○議長（田中之繁議員） 以上で渡辺正尚議員の

質問を終わります。

○議長（田中之繁議員） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれもちまして散会いたします。

御苦労さまでございます。

散会 午後 4時38分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 田 中 之 繁

署名議員 木戸口 真

署名議員 植 松 正 一